

令和元年度版

# 市 税 概 要



下 関 市

# 下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。  
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、  
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしたちは し 自然の恵みを大切にします。
- わたしたちは も 燃え立つ心を大切にします。
- わたしたちは の 伸びゆく力を大切にします。
- わたしたちは せ 先人の訓えを大切にします。
- わたしたちは き 協働の営みを大切にします。



しものせき

# 目 次

## I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

## II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

## III 財政

1. 平成30年度 一般会計決算	7
2. 令和元年度 一般会計当初予算	8

## IV 市税総括

1. 平成30年度 市税決算表	9
2. 平成30年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)	18
6. 平成30年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調(決算)	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和元年度 市税予算額構成	22
10. 令和元年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額(現年課税最終調定)	24
12. 年度別市民税納税義務者数(最終調定分)	24
13. 令和元年度 市民税(個人)の納税義務者等に関する調	25
14. 令和元年度 市民税(個人)課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和元年度 法人市民税状況調	27
16. 令和元年度 土地に関する調	29

17. 令和元年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和元年度 家屋に関する調	32
19. 令和元年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

## V 口座振替・コンビニ収納

1. 口座振替状況	38
2. 平成30年度 金融機関別振替状況	39
3. 口座振替取扱手数料調	39
4. コンビニ収納状況	39

## VI 徴収

1. 平成30年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況表	41
3. 平成30年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 差押・交付要求執行状況	44
5. 搜索執行状況	44
6. 公売等（随意契約含む）執行状況	44
7. 平成30年度 差押処理状況調	45
8. 下関市市税コールセンター	47

## VII 証明その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

## 資料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）の変遷について	67

# I 下関市の概況

## 1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村、（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村、（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村、（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治32年 豊東郷村が檜崎村に改称する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

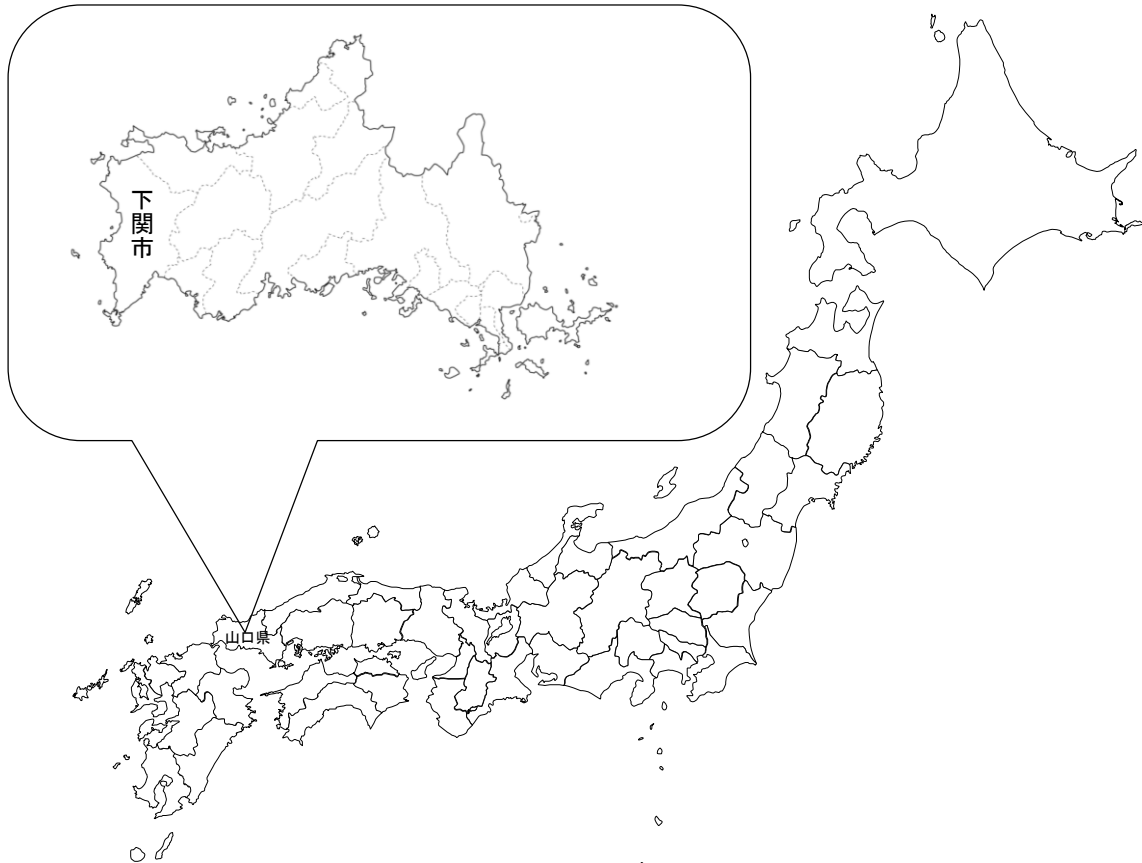
10月1日、中核市となる。

## 2. 地勢

面積 716.10平方<sup>キ</sup>。

位置	東端	東経	131°10′
	西端	東経	130°46′
	南端	北緯	33°54′
	北端	北緯	34°22′

### 3. 下関市の位置



### 4. 人口・世帯数の推移 (旧下関市と旧豊浦郡四町を含む)

年次	面積 km <sup>2</sup>	世帯数 世帯	人口			人口密度 人/km <sup>2</sup>
			総数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
平成31年	716.10	115,941	257,890	119,786	138,104	360.1

※ 昭和30年から平成27年までの各数値・・・国勢調査数値

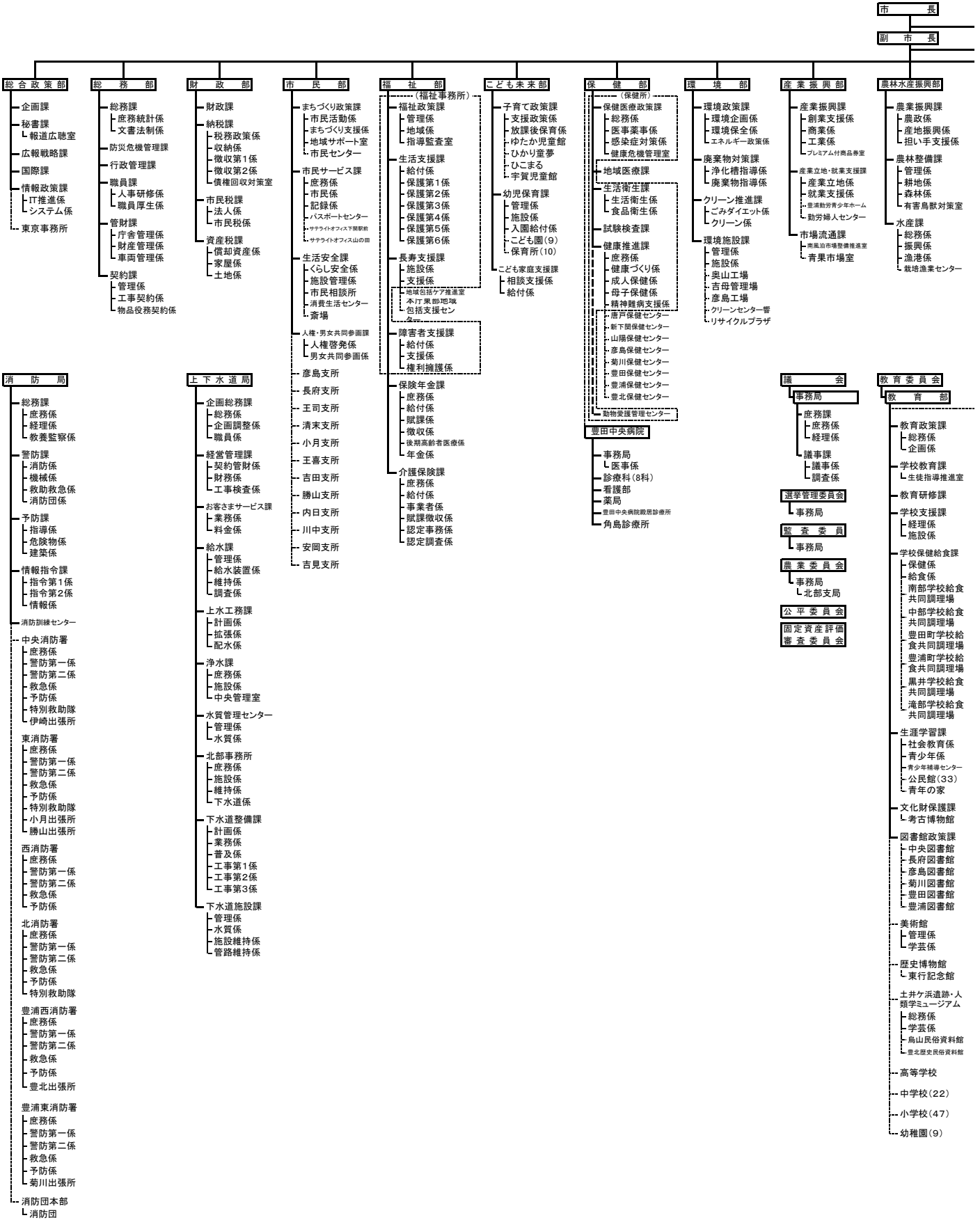
昭和30年から平成12年までの各数値・・・旧下関市、旧豊浦郡四町の合計

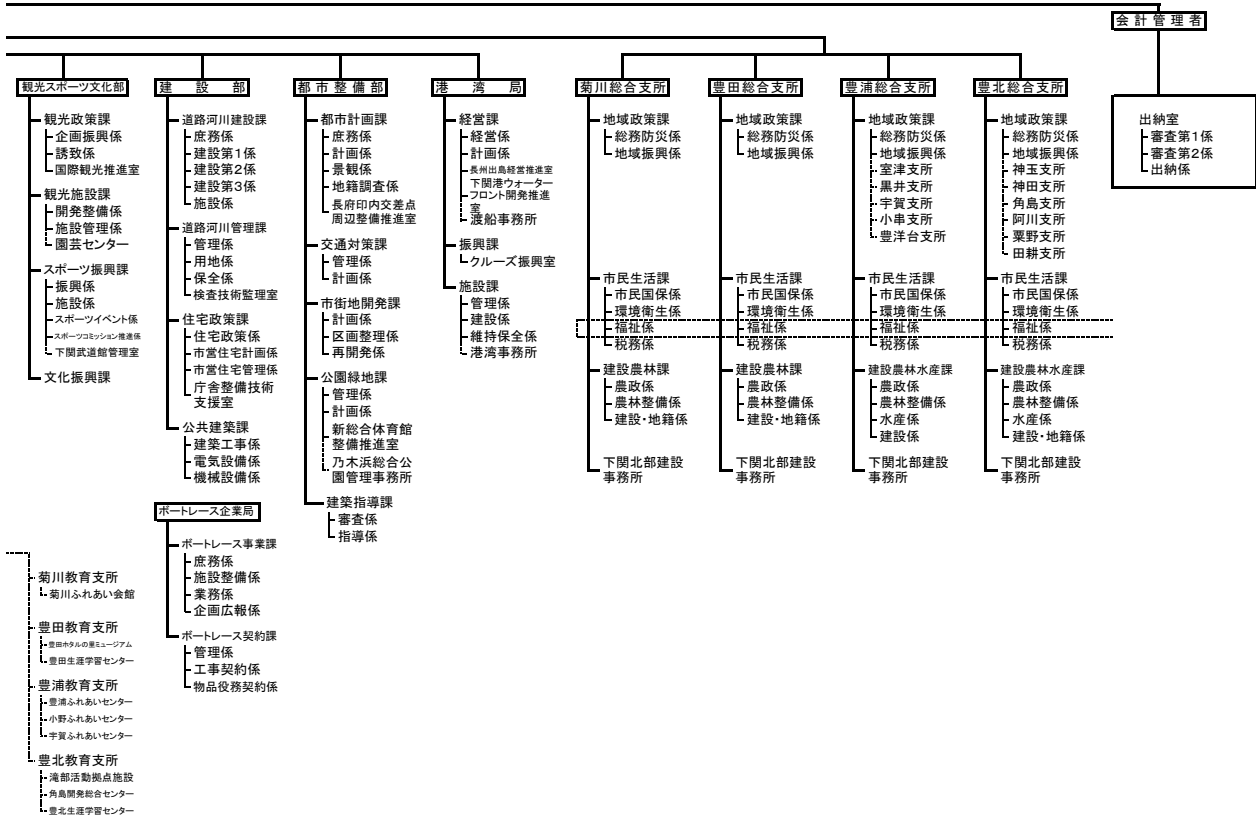
平成31年の面積・・・国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(平成30.10.1時点)

平成31年の世帯数、人口・・・推計人口に基づく数値(平成31.4.1時点)

## II 下関市行政機構

### 1. 下関市行政組織図







2. 税務関係課職員配置状況

平成31年4月1日現在

部	課	係									計	平均 年齢	平均 経験 年数 (税務)	
			課長	主幹	課長 補佐	主査	係長	主任	主任 主事	主事				
財	納 税 課	課長・課長補佐	1		1							2	56.0	2.0
		税務政策係				1	(1)	2				3(1)	46.0	4.0
		収納係				1	(1)	1	1	3		6(1)	32.5	3.8
		徴収第1係				1	(1)	5	1	6		13(1)	34.4	3.6
		徴収第2係			1		(1)	3	3	6		13(1)	33.8	3.1
		債権回収対策室			1			(2)		(2)		1(4)	52.0	7.8
	計		1	0	3	3	(4)	11(2)	5	15(2)	38(8)	36.4	3.5	
	政	市民 税課	課長・課長補佐	1	1		1					3	55.7	5.6
			法人係				1	(1)	4	1	2	8(1)	36.6	4.0
			市民税係				1	(1)	4	2	8	15(1)	32.4	2.8
計		1	1	0	3	1(2)	8	3	10	26(2)	36.4	3.5		
部	資産 税課	課長・課長補佐	1	1							2	56.5	7.9	
		償却資産係			1		(1)	5	1	2	9(1)	39.3	5.2	
		家屋係				1	(1)	3	2	3	9(1)	33.3	3.9	
		土地係					1	3	1	7	12	30.1	2.6	
計		1	1	1	1	(2)	11	4	12	32(2)	35.3	4.0		
菊川 総合支所	市民 生活課	課長・課長補佐	1		1						2	54.5	0.0	
		税務係				1	(1)	3			4(1)	44.5	4.8	
計		1	0	1	1	(1)	3	0	0	6(1)	47.8	3.2		
豊田 総合支所	市民 生活課	課長・課長補佐	1		1						2	54.5	2.0	
		税務係					1	2		1	4	37.8	3.2	
計		1	0	1	0	1	2	0	1	6	43.3	2.8		
豊浦 総合支所	市民 生活課	課長・課長補佐	1	1							2	56.5	7.0	
		税務係				1		4	1		6	42.5	5.5	
計		1	1	0	1	0	4	1	0	8	46.0	5.9		
豊北 総合支所	市民 生活課	課長・課長補佐	1		1						2	55.0	4.0	
		税務係			1		(1)	4			5(1)	47.4	6.4	
計		1	0	2	0	(1)	4	0	0	7(1)	49.6	5.7		
合計			7	3	8	9	2(10)	43(2)	13	38(2)	123(14)	38.4	3.9	

※ カッコ内は兼務職員数

### 3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収 納 係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係 徴収第2係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。
		債 権 回 収 対 策 室	(ア) 債権の管理及び税以外の債権の回収に係る指導、助言及び研修に関すること。 (イ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市 民 税 課	法 人 係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市 民 税 係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家 屋 係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土 地 係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
	総 合 支 活 所	市 民 生 活 課	税 務 係

## Ⅲ 財 政

### 1. 平成30年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額 千円	構成比 %	款 (項)	決算額 千円	構成比 %
市 税	33,085,350	28.7	議 会 費	578,208	0.5
( 市 民 税 )	( 15,308,912 )	( 13.3 )	総 務 費	10,411,511	9.3
( 固 定 資 産 税 )	( 13,851,040 )	( 12.0 )	( 徴 税 費 )	( 1,085,529 )	( 1.0 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 685,980 )	( 0.6 )	民 生 費	44,954,729	40.4
( 市 た ば こ 税 )	( 1,794,701 )	( 1.6 )	衛 生 費	10,081,338	9.0
( 特 別 土 地 保 有 税 )	( 450 )	( 0.0 )	労 働 費	221,250	0.2
( 入 湯 税 )	( 28,947 )	( 0.0 )	農 林 水 産 業 費	4,488,182	4.0
( 都 市 計 画 税 )	( 1,415,320 )	( 1.2 )	商 工 費	4,176,034	3.7
地 方 譲 与 税	777,457	0.7	土 木 費	11,848,725	10.6
利 子 割 交 付 金	85,957	0.1	消 防 費	3,498,235	3.1
配 当 割 交 付 金	122,070	0.1	教 育 費	7,752,797	7.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	110,679	0.1	災 害 復 旧 費	200,233	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金	4,834,751	4.2	公 債 費	13,196,068	11.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	44,638	0.0	予 備 費	0	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	258,008	0.2			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	74,323	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	163,071	0.1			
地 方 交 付 税	25,585,474	22.2			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,786	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	954,307	0.8			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,789,625	3.3			
国 庫 支 出 金	16,451,595	14.3			
県 支 出 金	7,539,693	6.6			
財 産 収 入	341,305	0.3			
寄 附 金	279,852	0.2			
繰 入 金	3,649,545	3.2			
繰 越 金	2,507,977	2.2			
諸 収 入	4,958,659	4.3			
市 債	9,470,679	8.2			
計	115,127,801	100.0	計	111,407,310	100.0

歳入歳出差引 3,720,491 千円 (翌年度繰越事業を含む。)

## 2. 令和元年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額	構成比	款 (項)	予算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	33,188,265	29.0	議 会 費	588,913	0.5
( 市 民 税 )	( 15,270,462 )	( 13.3 )	総 務 費	11,047,526	9.7
( 固 定 資 産 税 )	( 13,975,343 )	( 12.2 )	( 徴 税 費 )	( 1,164,037 )	( 1.0 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 726,461 )	( 0.6 )	民 生 費	46,142,380	40.3
( 市 た ば こ 税 )	( 1,761,722 )	( 1.5 )	衛 生 費	9,548,025	8.3
( 特 別 土 地 保 有 税 )	( 404 )	( 0.0 )	労 働 費	279,986	0.2
( 入 湯 税 )	( 27,770 )	( 0.0 )	農 林 水 産 業 費	4,695,779	4.1
( 都 市 計 画 税 )	( 1,426,103 )	( 1.2 )	商 工 費	5,201,501	4.5
地 方 譲 与 税	785,802	0.7	土 木 費	11,760,767	10.3
利 子 割 交 付 金	80,165	0.1	消 防 費	3,428,401	3.0
配 当 割 交 付 金	165,485	0.2	教 育 費	7,786,339	6.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	156,865	0.1	災 害 復 旧 費	10,000	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	4,706,524	4.1	公 債 費	13,920,383	12.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,169	0.0	予 備 費	100,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	109,740	0.1			
環 境 性 能 割 交 付 金	41,706	0.0			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	74,323	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	527,720	0.5			
地 方 交 付 税	26,152,308	22.8			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	49,914	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	784,804	0.7			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,823,605	3.3			
国 庫 支 出 金	16,688,960	14.6			
県 支 出 金	8,174,386	7.1			
財 産 収 入	196,763	0.2			
寄 附 金	428,227	0.4			
繰 入 金	3,348,181	2.9			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	5,344,152	4.7			
市 債	9,040,936	7.9			
計	114,510,000	100.0	計	114,510,000	100.0

前年度当初予算額 114,285,000 千円

## IV 市税総括

### 1. 平成30年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1	市 税	32,751,312,000	0	32,751,312,000		32,751,312,000
1	市 民 税	14,937,696,000	0	14,937,696,000		14,937,696,000
1	個 人	11,856,446,000	0	11,856,446,000		11,856,446,000
					現年課税分	11,758,115,000
					普通徴収	—
					特別徴収	—
					滞納繰越分	98,331,000
2	法 人	3,081,250,000	0	3,081,250,000		3,081,250,000
					現年課税分	3,074,145,000
					滞納繰越分	7,105,000
2	固定資産税	13,811,737,000	0	13,811,737,000		13,811,737,000
1	純固定資産税	13,654,802,000	0	13,654,802,000		13,654,802,000
					現年課税分	13,565,065,000
					土地・家屋	10,396,301,000
					償 却	3,168,764,000
					滞納繰越分	89,737,000
2	国有資産等 所在市交付金	156,935,000	0	156,935,000	国有資産等 所在市交付金	156,935,000
3	軽自動車税	699,890,000	0	699,890,000		699,890,000
1	軽自動車税	699,890,000	0	699,890,000		699,890,000
					現年課税分	686,790,000
					滞納繰越分	13,100,000
4	市たばこ税	1,861,858,000	0	1,861,858,000		1,861,858,000
1	市たばこ税	1,861,858,000	0	1,861,858,000		1,861,858,000
					現年課税分	1,861,858,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	337,000	0	337,000		337,000
1	特別土地保有税	337,000	0	337,000		337,000
					現年課税分	0
					滞納繰越分	337,000
6	入 湯 税	28,798,000	0	28,798,000		28,798,000
1	入 湯 税	28,798,000	0	28,798,000		28,798,000
					現年課税分	28,698,000
					滞納繰越分	100,000
7	都市計画税	1,410,996,000	0	1,410,996,000		1,410,996,000
1	都市計画税	1,410,996,000	0	1,410,996,000		1,410,996,000
					現年課税分	1,400,596,000
					滞納繰越分	10,400,000
	現 年 課 税 分	32,532,202,000	0	32,532,202,000		32,532,202,000
	滞 納 繰 越 分	219,110,000	0	219,110,000		219,110,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
33,903,487,368	33,085,350,275	69,365,122	748,771,971	759,208,642	101.0	97.6	10,436,671
15,693,628,060	15,308,911,895	26,725,166	357,990,999	367,366,049	102.5	97.5	9,375,050
12,440,270,412	12,075,243,781	24,725,742	340,300,889	347,821,939	101.8	97.1	7,521,050
12,119,772,796	11,982,725,012	808,783	136,239,001	143,606,251	101.9	98.9	7,367,250
2,324,267,800	2,198,252,417	808,783	125,206,600	126,442,600		94.6	1,236,000
9,795,504,996	9,784,472,595	0	11,032,401	17,163,651		99.9	6,131,250
320,497,616	92,518,769	23,916,959	204,061,888	204,215,688	94.1	28.9	153,800
3,253,357,648	3,233,668,114	1,999,424	17,690,110	19,544,110	104.9	99.4	1,854,000
3,236,549,700	3,231,092,252	41,600	5,415,848	7,269,848	105.1	99.8	1,854,000
16,807,948	2,575,862	1,957,824	12,274,262	12,274,262	36.3	15.3	0
14,183,229,218	13,851,040,655	34,013,892	298,174,671	299,054,920	100.3	97.7	880,249
14,026,293,618	13,694,105,055	34,013,892	298,174,671	299,054,920	100.3	97.6	880,249
13,736,871,500	13,629,434,882	1,890,273	105,546,345	106,388,874	100.5	99.2	842,529
10,530,944,100	10,448,581,168	1,890,273	80,472,659	81,118,558	100.5	99.2	645,899
3,205,927,400	3,180,853,714	0	25,073,686	25,270,316	100.4	99.2	196,630
289,422,118	64,670,173	32,123,619	192,628,326	192,666,046	72.1	22.3	37,720
156,935,600	156,935,600	0	0	0	100.0	100.0	0
156,935,600	156,935,600	0	0	0	100.0	100.0	0
738,176,250	685,979,493	4,190,898	48,005,859	48,090,859	98.0	92.9	85,000
738,176,250	685,979,493	4,190,898	48,005,859	48,090,859	98.0	92.9	85,000
690,861,200	674,159,579	38,000	16,663,621	16,740,421	98.2	97.6	76,800
47,315,050	11,819,914	4,152,898	31,342,238	31,350,438	90.2	25.0	8,200
1,794,698,958	1,794,700,329	0	-1,371	2,950	96.4	100.0	4,321
1,794,698,958	1,794,700,329	0	-1,371	2,950	96.4	100.0	4,321
1,794,694,223	1,794,695,594	0	-1,371	2,950	96.4	100.0	4,321
4,735	4,735	0	0	0	-	100.0	0
8,332,749	450,295	0	7,882,454	7,882,454	133.6	5.4	0
8,332,749	450,295	0	7,882,454	7,882,454	133.6	5.4	0
0	0	0	0	0	-	-	0
8,332,749	450,295	0	7,882,454	7,882,454	133.6	5.4	0
29,304,680	28,947,050	0	357,630	357,630	100.5	98.8	0
29,304,680	28,947,050	0	357,630	357,630	100.5	98.8	0
28,962,500	28,915,250	0	47,250	47,250	100.8	99.8	0
342,180	31,800	0	310,380	310,380	31.8	9.3	0
1,456,117,453	1,415,320,558	4,435,166	36,361,729	36,453,780	100.3	97.2	92,051
1,456,117,453	1,415,320,558	4,435,166	36,361,729	36,453,780	100.3	97.2	92,051
1,418,002,700	1,406,912,444	254,527	10,835,729	10,922,700	100.5	99.2	86,971
38,114,753	8,408,114	4,180,639	25,526,000	25,531,080	80.8	22.1	5,080
33,182,654,954	32,904,875,348	3,033,183	274,746,423	284,978,294	101.1	99.2	10,231,871
720,837,149	180,479,662	66,331,939	474,025,548	474,230,348	82.4	25.0	204,800

## 2. 平成30年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 額				
款	項 目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
2	地方譲与税	809,665,000	0	809,665,000		809,665,000
	1 地方揮発油譲与税	209,130,000	0	209,130,000		209,130,000
	1 地方揮発油譲与税	209,130,000	0	209,130,000		209,130,000
					地方揮発油 譲与税	209,130,000
	2 自動車重量譲与税	570,725,000	0	570,725,000		570,725,000
	1 自動車重量譲与税	570,725,000	0	570,725,000		570,725,000
					自動車重量 譲与税	570,725,000
	4 特別とん譲与税	29,810,000	0	29,810,000		29,810,000
	1 特別とん譲与税	29,810,000	0	29,810,000		29,810,000
					特別とん譲与税	29,810,000
3	利子割交付金	36,719,000	0	36,719,000		36,719,000
	1 利子割交付金	36,719,000	0	36,719,000		36,719,000
	1 利子割交付金	36,719,000	0	36,719,000		36,719,000
					利子割交付金	36,719,000
4	配当割交付金	100,115,000	0	100,115,000		100,115,000
	1 配当割交付金	100,115,000	0	100,115,000		100,115,000
	1 配当割交付金	100,115,000	0	100,115,000		100,115,000
					配当割交付金	100,115,000
5	株式等譲渡 所得割交付金	102,952,000	0	102,952,000		102,952,000
	1 株式等譲渡 所得割交付金	102,952,000	0	102,952,000		102,952,000
	1 株式等譲渡 所得割交付金	102,952,000	0	102,952,000		102,952,000
					株式等譲渡 所得割交付金	102,952,000
6	地方消費税交付金	4,680,553,000	0	4,680,553,000		4,680,553,000
	1 地方消費税交付金	4,680,553,000	0	4,680,553,000		4,680,553,000
	1 地方消費税交付金	4,680,553,000	0	4,680,553,000		4,680,553,000
					地方消費税 交付金	4,680,553,000
7	ゴルフ場利用税交付金	54,181,000	0	54,181,000		54,181,000
	1 ゴルフ場利用税 交付金	54,181,000	0	54,181,000		54,181,000
	1 ゴルフ場利用税 交付金	54,181,000	0	54,181,000		54,181,000
					ゴルフ場利用税 交付金	54,181,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
777,457,333	777,457,333	0	0	0	96.0	100.0	0
216,213,000	216,213,000	0	0	0	103.4	100.0	0
216,213,000	216,213,000	0	0	0	103.4	100.0	0
216,213,000	216,213,000	0	0	0	103.4	100.0	0
532,608,000	532,608,000	0	0	0	93.3	100.0	0
532,608,000	532,608,000	0	0	0	93.3	100.0	0
532,608,000	532,608,000	0	0	0	93.3	100.0	0
28,636,333	28,636,333	0	0	0	96.1	100.0	0
28,636,333	28,636,333	0	0	0	96.1	100.0	0
28,636,333	28,636,333	0	0	0	96.1	100.0	0
85,957,000	85,957,000	0	0	0	234.1	100.0	0
85,957,000	85,957,000	0	0	0	234.1	100.0	0
85,957,000	85,957,000	0	0	0	234.1	100.0	0
85,957,000	85,957,000	0	0	0	234.1	100.0	0
122,070,000	122,070,000	0	0	0	121.9	100.0	0
122,070,000	122,070,000	0	0	0	121.9	100.0	0
122,070,000	122,070,000	0	0	0	121.9	100.0	0
122,070,000	122,070,000	0	0	0	121.9	100.0	0
110,679,000	110,679,000	0	0	0	107.5	100.0	0
110,679,000	110,679,000	0	0	0	107.5	100.0	0
110,679,000	110,679,000	0	0	0	107.5	100.0	0
110,679,000	110,679,000	0	0	0	107.5	100.0	0
4,834,751,000	4,834,751,000	0	0	0	103.3	100.0	0
4,834,751,000	4,834,751,000	0	0	0	103.3	100.0	0
4,834,751,000	4,834,751,000	0	0	0	103.3	100.0	0
4,834,751,000	4,834,751,000	0	0	0	103.3	100.0	0
44,638,317	44,638,317	0	0	0	82.4	100.0	0
44,638,317	44,638,317	0	0	0	82.4	100.0	0
44,638,317	44,638,317	0	0	0	82.4	100.0	0
44,638,317	44,638,317	0	0	0	82.4	100.0	0

→ (次ページに続く)



科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
8	自動車取得税交付金	331,817,000	0	331,817,000		331,817,000
	1 自動車取得税交付金	331,817,000	0	331,817,000		331,817,000
	1 自動車取得税交付金	331,817,000	0	331,817,000		331,817,000
					自動車取得税交付金	331,817,000
9	国有提供施設等所在市助成交付金	78,899,000	0	78,899,000		78,899,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	78,899,000	0	78,899,000		78,899,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	78,899,000	0	78,899,000		78,899,000
					国有提供施設等所在市助成交付金	78,899,000
1 4	使用料及び手数料	25,785,000	0	25,785,000		25,785,000
	2 手数料	25,785,000	0	25,785,000		25,785,000
	1 総務手数料	25,785,000	0	25,785,000		25,785,000
					総務手数料	25,785,000
1 6	県支出金	390,089,000	0	390,089,000		390,089,000
	3 委託金	390,089,000	0	390,089,000		390,089,000
	1 総務費委託金	390,089,000	0	390,089,000		390,089,000
					徴税费委託金	390,089,000
2 1	諸 収 入	86,218,000	0	86,218,000		86,218,000
	1 延滞金、加算金及び過料	80,289,000	0	80,289,000		80,289,000
	1 延滞金	80,289,000	0	80,289,000		80,289,000
					延滞金	80,289,000
	2 加算金	0	0	0		0
					加算金	0
	6 雑 入	5,929,000	0	5,929,000		5,929,000
	1 滞納処分費	5,663,000	0	5,663,000		5,663,000
					滞納処分費	5,663,000
	2 弁償金	20,000	0	20,000		20,000
					弁償金	20,000
	3 雑 入	246,000	0	246,000		246,000
					雑 入	246,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
258,008,000	258,008,000	0	0	0	77.8	100.0	0
258,008,000	258,008,000	0	0	0	77.8	100.0	0
258,008,000	258,008,000	0	0	0	77.8	100.0	0
258,008,000	258,008,000	0	0	0	77.8	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	94.2	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	94.2	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	94.2	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	94.2	100.0	0
23,383,138	23,383,138	0	0	0	90.7	100.0	0
23,383,138	23,383,138	0	0	0	90.7	100.0	0
23,383,138	23,383,138	0	0	0	90.7	100.0	0
23,383,138	23,383,138	0	0	0	90.7	100.0	0
392,896,382	392,896,382	0	0	0	100.7	100.0	0
392,896,382	392,896,382	0	0	0	100.7	100.0	0
392,896,382	392,896,382	0	0	0	100.7	100.0	0
392,896,382	392,896,382	0	0	0	100.7	100.0	0
289,153,930	97,376,184	0	191,777,746	191,777,746	112.9	33.7	0
288,611,180	96,833,434	0	191,777,746	191,777,746	120.6	33.6	0
282,404,680	91,167,134	0	191,237,546	191,237,546	113.5	32.3	0
282,404,680	91,167,134	0	191,237,546	191,237,546	113.5	32.3	0
6,206,500	5,666,300	0	540,200	540,200	-	91.3	0
6,206,500	5,666,300	0	540,200	540,200	-	91.3	0
542,750	542,750	0	0	0	9.2	100.0	0
460,300	460,300	0	0	0	8.1	100.0	0
460,300	460,300	0	0	0	8.1	100.0	0
15,000	15,000	0	0	0	75.0	100.0	0
15,000	15,000	0	0	0	75.0	100.0	0
67,450	67,450	0	0	0	27.4	100.0	0
67,450	67,450	0	0	0	27.4	100.0	0

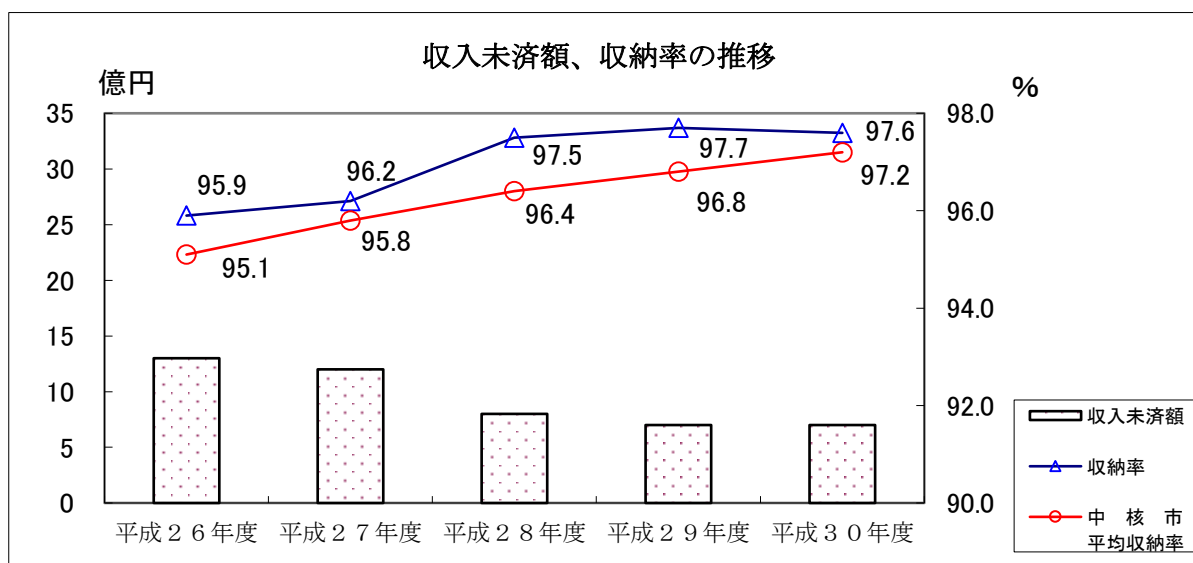
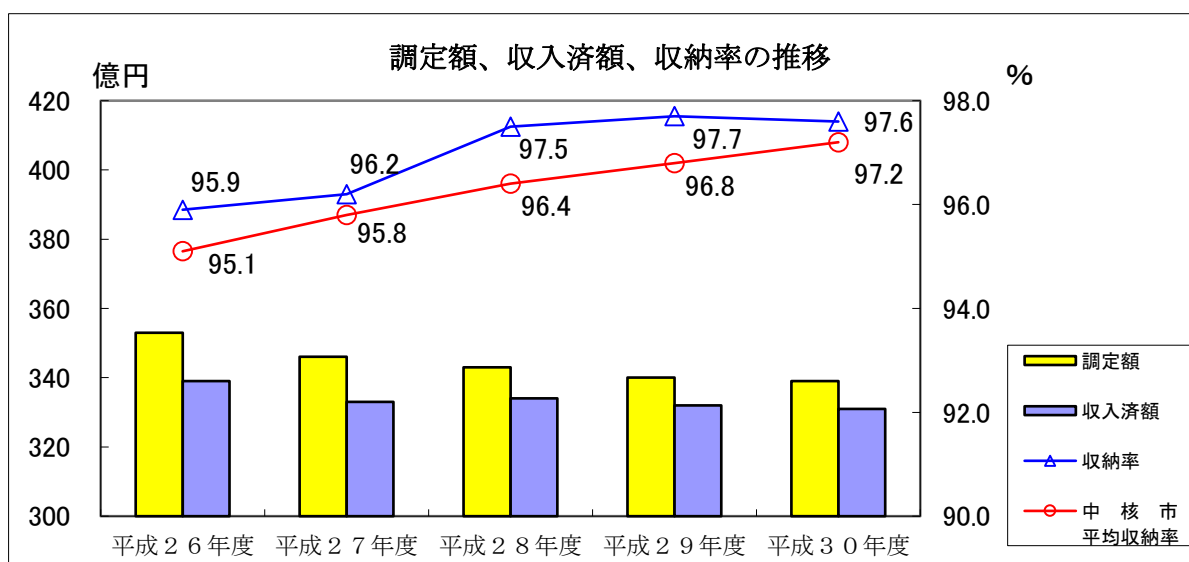
### 3. 年度別税目別決算額

年度区分 税目区分	平成 26 年度			平成 27 年度				平
	調 定 額	収入済額	収納率	調 定 額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調 定 額
	千円	千円	%	千円	千円	%	%	千円
市 税	35,328,226	33,862,843	95.9	34,607,866	33,286,393	96.2	98.3	34,301,705
市 民 税	16,218,811	15,647,636	96.5	15,977,778	15,498,228	97.0	99.0	15,565,125
個 人	12,442,689	11,900,724	95.6	12,435,554	11,989,431	96.4	100.7	12,500,924
現年課税分	11,888,839	11,750,492	98.8	11,955,722	11,842,004	99.0	100.8	12,092,959
滞納繰越分	553,850	150,232	27.1	479,832	147,427	30.7	98.1	407,965
法 人	3,776,122	3,746,912	99.2	3,542,224	3,508,797	99.1	93.6	3,064,201
現年課税分	3,750,454	3,741,408	99.8	3,517,948	3,504,498	99.6	93.7	3,039,399
滞納繰越分	25,668	5,504	21.4	24,276	4,299	17.7	78.1	24,802
固 定 資 産 税	14,586,277	14,134,413	96.9	14,185,012	13,778,351	97.1	97.5	14,282,967
固 定 資 産 税	14,423,842	13,971,978	96.9	14,016,587	13,609,926	97.1	97.4	14,118,167
現年課税分	13,978,754	13,853,400	99.1	13,621,101	13,510,203	99.2	97.5	13,771,019
滞納繰越分	445,088	118,578	26.6	395,486	99,723	25.2	84.1	347,148
市交付金納付金	162,435	162,435	100.0	168,425	168,425	100.0	103.7	164,800
軽自動車税	610,805	558,232	91.4	616,639	569,460	92.3	102.0	690,569
現年課税分	559,589	544,961	97.4	568,882	555,836	97.7	102.0	648,334
滞納繰越分	51,216	13,271	25.9	47,757	13,624	28.5	102.7	42,235
市たばこ税	2,025,677	2,025,677	100.0	1,990,393	1,990,393	100.0	98.3	1,935,516
特別土地保有税	329,631	532	0.2	334,199	381	0.1	71.6	324,263
現年課税分	0	0		0	0		-	0
滞納繰越分	329,631	532	0.2	334,199	381	0.1	71.6	324,263
入 湯 税	37,271	36,851	98.9	33,424	33,135	99.1	89.9	31,057
現年課税分	36,411	36,300	99.7	33,004	32,969	99.9	90.8	30,769
滞納繰越分	860	551	64.1	420	166	39.5	30.1	288
都 市 計 画 税	1,519,754	1,459,502	96.0	1,470,421	1,416,445	96.3	97.0	1,472,208
現年課税分	1,459,843	1,443,506	98.9	1,417,881	1,403,216	99.0	97.2	1,426,089
滞納繰越分	59,911	15,996	26.7	52,540	13,229	25.2	82.7	46,119
現年課税分	33,862,002	33,558,179	99.1	33,273,356	33,007,544	99.2	98.4	33,108,885
滞納繰越分	1,466,224	304,664	20.8	1,334,510	278,849	20.9	91.5	1,192,820

成 2 8 年 度			平 成 2 9 年 度				平 成 3 0 年 度			
収入済額	収納率	収入 対前年比	調 定 額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調 定 額	収入済額	収納率	収入 対前年比
千円	%	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
33,439,177	97.5	100.5	33,991,576	33,211,473	97.7	99.3	33,903,487	33,085,350	97.6	99.6
15,151,795	97.3	97.8	15,535,976	15,176,312	97.7	100.2	15,693,628	15,308,912	97.5	100.9
12,113,740	96.9	101.0	12,315,665	11,978,168	97.3	98.9	12,440,270	12,075,244	97.1	100.8
11,984,003	99.1	101.2	11,966,495	11,867,693	99.2	99.0	12,119,772	11,982,725	98.9	101.0
129,737	31.8	88.0	349,170	110,475	31.6	85.2	320,498	92,519	28.9	83.7
3,038,055	99.1	86.6	3,220,311	3,198,144	99.3	105.3	3,253,358	3,233,668	99.4	101.1
3,028,309	99.6	86.4	3,200,921	3,194,738	99.8	105.5	3,236,550	3,231,092	99.8	101.1
9,746	39.3	226.7	19,390	3,406	17.6	34.9	16,808	2,576	15.3	75.6
13,936,708	97.6	101.1	14,380,641	14,061,530	97.8	100.9	14,183,229	13,851,040	97.7	98.5
13,771,908	97.5	101.2	14,222,177	13,903,066	97.8	101.0	14,026,294	13,694,105	97.6	98.5
13,677,863	99.3	101.2	13,913,950	13,819,375	99.3	101.0	13,736,872	13,629,435	99.2	98.6
94,045	27.1	94.3	308,227	83,691	27.2	89.0	289,422	64,670	22.3	77.3
164,800	100.0	97.8	158,464	158,464	100.0	96.2	156,935	156,935	100.0	99.0
642,678	93.1	112.9	715,005	664,336	92.9	103.4	738,176	685,980	92.9	103.3
630,728	97.3	113.5	670,576	652,617	97.3	103.5	690,861	674,160	97.6	103.3
11,950	28.3	87.7	44,429	11,719	26.4	98.1	47,315	11,820	25.0	100.9
1,935,516	100.0	97.2	1,838,920	1,838,915	100.0	95.0	1,794,699	1,794,701	100.0	97.6
315,481	97.3	82,803.4	8,782	449	5.1	0.1	8,333	450	5.4	100.2
0		-	0	0	-	-	0	0	-	-
315,481	97.3	82,803.4	8,782	449	5.1	0.1	8,333	450	5.4	100.2
30,643	98.7	92.5	29,827	29,484	98.9	96.2	29,305	28,947	98.8	98.2
30,586	99.4	92.8	29,412	29,380	99.9	96.1	28,963	28,915	99.8	98.4
57	19.8	34.3	415	104	25.1	182.5	342	32	9.4	30.8
1,426,356	96.9	100.7	1,482,425	1,440,447	97.2	101.0	1,456,117	1,415,320	97.2	98.3
1,413,812	99.1	100.8	1,441,460	1,429,284	99.2	101.1	1,418,003	1,406,912	99.2	98.4
12,544	27.2	94.8	40,965	11,163	27.3	89.0	38,114	8,408	22.1	75.3
32,865,617	99.3	99.6	33,220,198	32,990,466	99.3	100.4	33,166,262	32,904,870	99.2	99.7
573,560	48.1	205.7	771,378	221,007	28.7	38.5	720,837	180,480	25.0	81.7

#### 4. 市税の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調定額	353 億円	346 億円	343 億円	340 億円	339 億円
収入済額	339	333	334	332	331
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	13	12	8	7	7
収納率	95.9 %	96.2 %	97.5 %	97.7 %	97.6 %
中核市 平均収納率	95.1	95.8	96.4	96.8	97.2



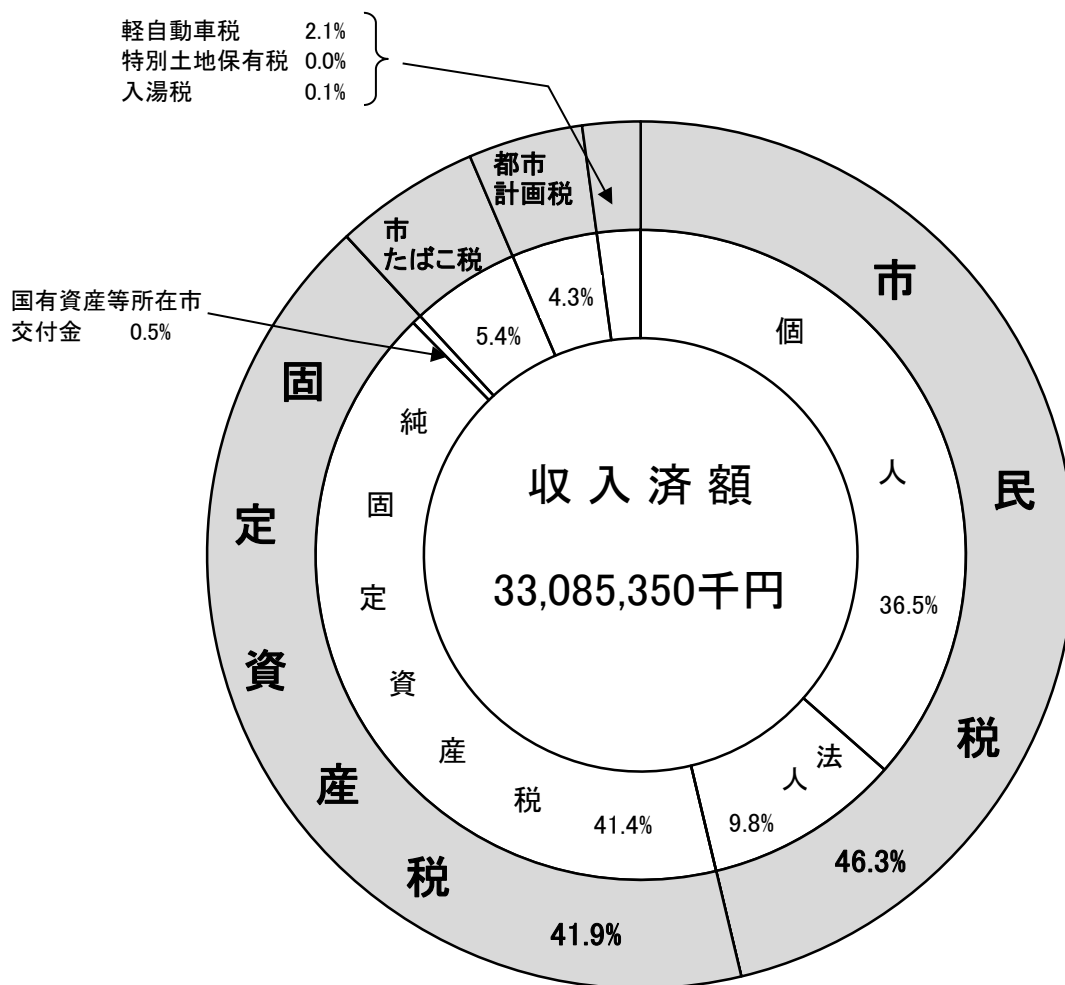
## 5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位：千円)

科目 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方譲与税	796,892	778,532	775,565	773,701	777,457
地方揮発油譲与税	228,024	227,173	217,014	214,852	216,213
自動車重量譲与税	533,491	520,707	525,946	526,628	532,608
特別とん譲与税	35,377	30,652	32,605	32,221	28,636
利子割交付金	98,646	83,192	47,674	86,970	85,957
配当割交付金	257,426	180,139	107,250	159,962	122,070
株式等譲渡所得割交付金	131,719	176,280	64,305	170,010	110,679
地方消費税交付金	2,940,503	5,061,398	4,535,489	4,632,370	4,834,751
ゴルフ場利用税金 交 付	52,105	52,180	50,626	52,993	44,638
自動車取得税交付金	107,860	173,565	172,403	240,643	258,008
国有提供施設等 所在市助成交付金	80,975	81,770	84,115	78,899	74,323
総務手数料	29,148	29,143	28,016	26,528	23,383
督促手数料	7,470	7,295	7,036	6,551	6,021
証明手数料	21,678	21,848	20,980	19,977	17,362
徴税费補助金	—	6,158	—	—	—
徴税费委託金	397,306	392,020	392,360	390,251	392,896
諸 収入	116,558	114,926	91,824	94,962	97,376
延滞金、加算金 及 び 過 料	115,638	114,639	90,697	94,108	96,833
延滞金	115,558	114,639	90,697	69,108	91,167
加算金	80	0	0	25,000	5,666
雑 入	920	287	1,127	854	543
滞納処分費	712	179	538	444	460
弁償金	18	12	21	18	15
雑 入	190	96	568	392	68

## 6. 平成30年度 市税決算額構成

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	15,693,628	46.3	15,308,912	46.3	97.5
個 人	12,440,270	36.7	12,075,244	36.5	97.1
法 人	3,253,358	9.6	3,233,668	9.8	99.4
固 定 資 産 税	14,183,229	41.8	13,851,040	41.9	97.7
純 固 定 資 産 税	14,026,294	41.4	13,694,105	41.4	97.6
国有資産等所在市交付金	156,935	0.5	156,935	0.5	100.0
軽 自 動 車 税	738,176	2.2	685,980	2.1	92.9
市 た ば こ 税	1,794,699	5.3	1,794,701	5.4	100.0
特 別 土 地 保 有 税	8,333	0.0	450	0.0	5.4
入 湯 税	29,305	0.1	28,947	0.1	98.8
都 市 計 画 税	1,456,117	4.3	1,415,320	4.3	97.2
合 計	33,903,487	100.0	33,085,350	100.0	97.6



## 7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
予 算 額		千円 32,888,725	% —	千円 33,233,266	% 101.0	千円 32,751,312	% 98.5
調 定 額		34,301,705	—	33,991,576	99.1	33,903,487	99.7
収 入 額		33,439,177	—	33,211,473	99.3	33,085,350	99.6
不 納 欠 損 額		91,099	—	63,499	69.7	69,365	109.2
収 納 率	対予算	101.7 %		99.9 %		101.0 %	
	対調定	97.5 %		97.7 %		97.6 %	
指 数 平成28年 度を100と して	予算額	100.0		101.0		99.6	
	調定額	100.0		99.1		98.8	
	収入額	100.0		99.3		98.9	
人 口 1月1日現在		267,995 人		265,121 人		262,064 人	
世 帯 数		116,210 世帯		116,262 世帯		116,103 世帯	
1 世帯あたり人口		2.3 人		2.3 人		2.3 人	
1 人 当 たり 負 担 額	予算額	123 千円		125 千円		125 千円	
	調定額	128 千円		128 千円		129 千円	
	収入額	125 千円		125 千円		126 千円	
1 世帯 当 たり 負 担 額	予算額	283 千円		286 千円		282 千円	
	調定額	295 千円		292 千円		292 千円	
	収入額	288 千円		286 千円		285 千円	
税 務 職 員 1 人 当 たり 人 口 等	職員数	121 人		120 人		119 人	
	1人あたり 人口	2,215 人		2,209 人		2,202 人	
	1人あたり 世帯数	960 世帯		969 世帯		976 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 たり 賦 課 額 等	予算額	271,808 千円		276,944 千円		275,221 千円	
	調定額	283,485 千円		283,263 千円		284,903 千円	
	収入額	276,357 千円		276,762 千円		278,028 千円	

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値



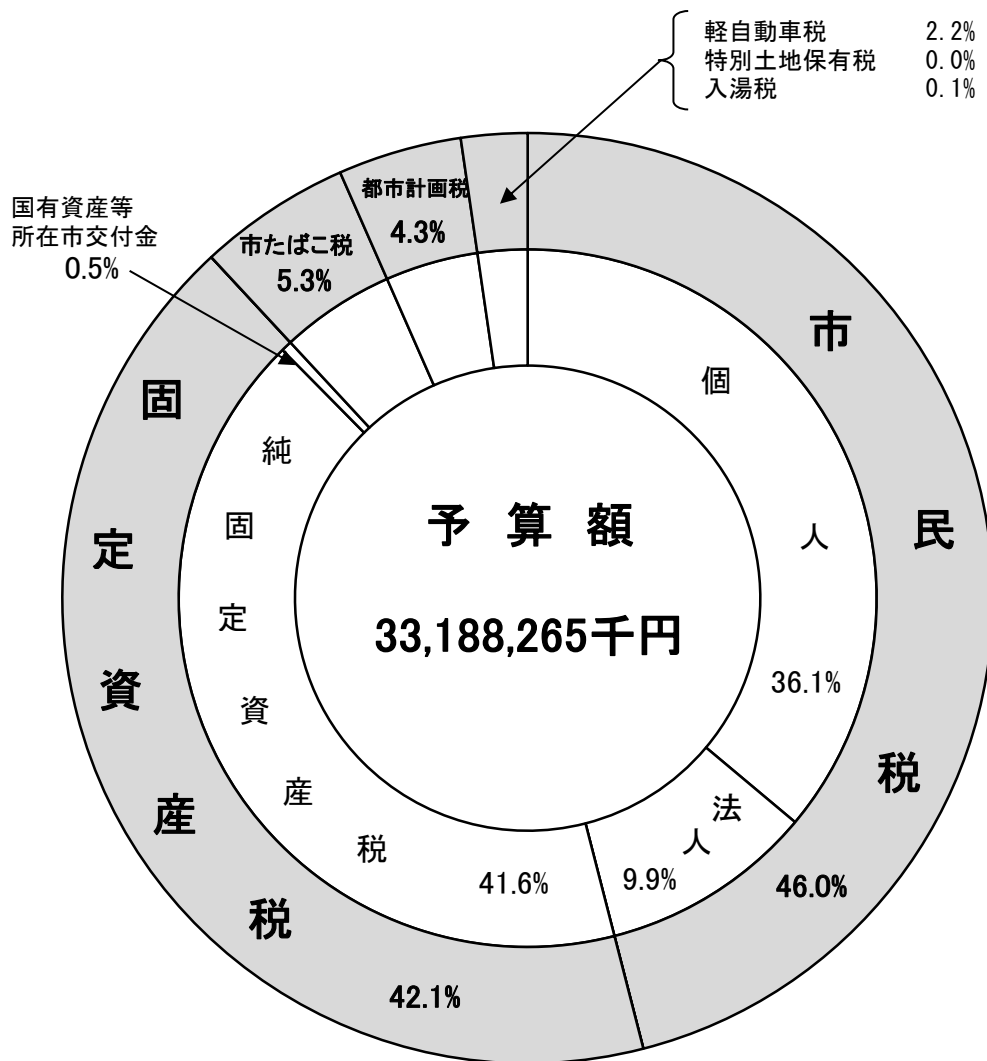
## 8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
税収入額	1 市 税		33,439,177	33,211,473	33,085,350
	2 個人 の 県 民 税		8,033,262	7,940,974	8,005,818
	3 合 計		41,472,439	41,152,447	41,091,168
徴 税 費	人 件 費	4 基 本 給	404,680	401,020	405,424
		5 諸 手 当	252,544	263,652	252,146
		(イ) 時 間 外 勤 務 手 当	41,647	51,902	35,974
		(ロ) 税 務 手 当	4,970	4,888	4,761
		(ハ) そ の 他 の 手 当	205,927	206,862	211,411
		6 そ の 他	156,925	159,331	160,695
		7 小 計	814,149	824,003	818,265
	需 用 費	8 旅 費	2,637	1,833	1,577
		9 賃 金	4,849	5,477	5,670
		10 そ の 他	263,937	253,287	245,682
		11 小 計	271,423	260,597	252,929
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 する 経 費	12 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
		13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			
		14 納 税 奨 励 金			
		15 そ の 他	2,527	1,294	76
		16 小 計	2,527	1,294	76
		17 そ の 他	5,978	6,077	14,406
	18 合 計		1,094,077	1,091,971	1,085,676
県 民 税 徴 収 取 扱 費	19 納 税 通 知 書 を 基 準 に し た 金 額				
	20 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額				
	21 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	375,665	374,441	375,352	
	22 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	16,695	15,810	17,544	
	23 合 計	392,360	390,251	392,896	
24	純市税徴収費用 18-23	701,717	701,720	692,780	
税 収 に 対 す る 徴 税 費 用 の 割 合	25 市 税 ・ 県 民 税 に 対 す る 割 合 18 / 3	2.6%	2.7%	2.6%	
	26 市 税 に 対 す る 割 合 24 / 1	2.1%	2.1%	2.1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	121人	120人	119人	
	臨 時 職 員	11人	9人	10人	
	27 合 計	132人	129人	129人	
職員1人当たりの人件費 7 / 27		6,168	6,388	6,343	

## 9. 令和元年度 市税予算額構成

税目	区分	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市	民 税	15,652,052	15,270,462	97.6	46.0	46.0
	個 人	12,330,584	11,992,873	97.3	36.1	36.3
	現年課税分	12,002,461	11,894,437	99.1	35.8	35.3
	滞納繰越分	328,123	98,436	30.0	0.3	1.0
	法 人	3,321,468	3,277,589	98.7	9.9	9.7
	現年課税分	3,284,115	3,270,978	99.6	9.9	9.6
	滞納繰越分	37,353	6,611	17.7	0.0	0.1
固 定 資 産 税		14,336,471	13,975,343	97.5	42.1	42.2
	固 定 資 産 税	14,180,983	13,819,855	97.5	41.6	41.7
	現年課税分	13,859,383	13,741,115	99.1	41.4	40.7
	滞納繰越分	321,600	78,740	24.5	0.2	1.0
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	155,488	155,488	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税		780,007	726,461	93.1	2.2	2.2
	軽 自 動 車 税	771,767	718,221	93.1	0.0	0.1
	現年課税分	722,532	705,913	97.7	2.2	2.1
	滞納繰越分	49,235	12,308	25.0	0.0	0.1
	軽 自 動 車 税 環 境 性 能 割	8,240	8,240	100.0	0.0	0.0
市 た ば こ 税		1,761,722	1,761,722	100.0	5.3	5.2
特 別 土 地 保 有 税		7,908	404	5.1	0.0	0.0
	現年課税分	0	0	-	0.0	0.0
	滞納繰越分	7,908	404	5.1	0.0	0.0
入 湯 税		28,046	27,770	99.0	0.1	0.1
	現年課税分	27,736	27,708	99.9	0.1	0.1
	滞納繰越分	310	62	20.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,469,341	1,426,103	97.1	4.3	4.3
	現年課税分	1,428,837	1,415,977	99.1	4.3	4.2
	滞納繰越分	40,504	10,126	25.0	0.0	0.1
市 税		34,035,547	33,188,265	97.5	100.0	100.0
	現年課税分	33,250,514	32,981,578	99.2	99.5	97.7
	滞納繰越分	785,033	206,687	26.3	0.5	2.3



10. 令和元年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)

(単位：円)

区 分	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり	58,974	53,468	2,787	6,797	5,512	107
1世帯当たり	131,725	119,427	6,226	15,181	12,312	239
納税義務者1人当たり	96,546 〔法人分を除く。〕	95,838 〔都市計画税を含む。〕				

〔人口 259,208 人〕  
〔世帯 116,049 世帯〕  
平成31年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 124,319人  
(固定資産税) 159,521人

### 1 1. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別		年 度		
		平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
個 人	所得割	千円 11,656,716	千円 11,529,893	千円 11,683,040
	均等割	436,243	436,602	436,733
	計	12,092,959	11,966,495	12,119,773
法 人	法人税割	2,355,415	2,524,656	2,559,425
	均等割	683,984	676,265	677,125
	計	3,039,399	3,200,921	3,236,550
合 計		15,132,358	15,167,416	15,356,323

### 1 2. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

年度 種別		区 分			合 計
		均等割のみを納める者	所得割のみ（退職分離）を納める者	所得割を納める者	
2 8	個 人	人 10,675	人 618	人 114,857	人 126,150
	法 人	3,598	-	2,669	6,267
2 9	個 人	10,287	632	115,822	126,741
	法 人	3,509	-	2,788	6,297
3 0	個 人	10,702	631	115,794	127,127
	法 人	3,386	-	2,972	6,358

### 13. 令和元年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（1.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
給与所得者	4,460	15,610			89,413
営業所得者	831	2,908			4,535
農業所得者	87	305			218
その他の所得者	5,197	18,190			19,478
家屋敷等のみ	100	350			
合計	10,675	37,363	0	0	113,644

### 14. 令和元年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人員	所得割額	人員	所得割額	人員
10万円以下の金額	3,237	5,431	293	549	19
10万円を超え 100万円以下	28,184	905,530	1,723	47,676	110
100万円を超え 200万円以下	28,868	2,354,931	1,108	91,486	47
200万円を超え 300万円以下	14,406	1,979,339	589	82,997	21
300万円を超え 400万円以下	7,576	1,521,249	273	55,374	8
400万円を超え 550万円以下	4,005	1,067,928	186	50,504	6
550万円を超え 700万円以下	1,027	365,665	100	36,493	2
700万円を超え 1,000万円以下	872	416,600	84	41,069	2
1,000万円を 超える金額	949	1,001,023	160	165,899	2
合計	89,124	9,617,696	4,516	572,047	217

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円	千円	人	千円	人	千円	人
312,946	9,727,317	93,873	328,556	89,413	9,727,317	93,873
15,872	582,721	5,366	18,780	4,535	582,721	5,366
763	17,047	305	1,068	218	17,047	305
68,173	1,180,708	24,675	86,363	19,478	1,180,708	24,675
		100	350			100
397,754	11,507,793	124,319	435,117	113,644	11,507,793	124,319

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円	人	千円	人	千円	人	千円
29	1,667	2,925	251	49,541	5,467	58,475
2,799	12,861	327,839	197	25,199	43,075	1,309,043
3,913	3,025	229,921	158	36,753	33,206	2,717,004
3,041	549	76,932	88	19,608	15,653	2,161,917
1,720	253	50,287	72	19,070	8,182	1,647,700
1,643	182	48,818	50	16,284	4,429	1,185,177
727	118	42,305	31	66,584	1,278	511,774
921	104	49,736	29	27,316	1,091	535,642
1,854	77	70,465	75	137,739	1,263	1,376,980
16,647	18,836	899,228	951	398,094	113,644	11,503,712

※14表の所得割額は減免後の税額

## 15. 令和元年度 法人市民税状況調

### ① 業種別法人数等

業 種	農業・ 林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 水道業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業
法人数	89	13	7	1,028	649	19	107	283	1,760
% 構成比	1.4	0.2	0.1	16.2	10.2	0.3	1.7	4.5	27.7
法人税割	4,763	4,247	518	204,393	763,001	29,882	36,013	166,991	304,798
% 構成比	0.2	0.2	0.0	8.0	29.8	1.2	1.4	6.5	11.9
均等割	5,593	4,595	661	84,132	99,780	6,163	17,559	40,738	191,178
% 構成比	0.8	0.7	0.1	12.4	14.7	0.9	2.6	6.0	28.2

### ② 組織別法人数等

組 織	株 式	有 限	合 資	合 名	相 互	公 益		一 般	
						財 団	社 団	財 団	社 団
法人数	3,581	2,055	11	14	5	3	1	13	37
% 構成比	56.3	32.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.6
法人税割	2,267,468	87,451	85	260	88,526	349	0	4,831	1,012
% 構成比	88.6	3.4	0.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.2	0.0
均等割	505,191	112,320	710	629	4,640	150	50	613	1,708
% 構成比	74.6	16.6	0.1	0.1	0.7	0.0	0.0	0.1	0.3

(法人税割・均等割／千円)

金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門技術サービス	宿泊業 飲食サービス業	生活関連 サービス 業	教育 学習支援業	医療 福祉	複合サー ビス業	サービス 業	その他	合 計
155	595	322	289	157	35	361	89	399	1	6,358
2.4	9.4	5.1	4.5	2.5	0.6	5.7	1.4	6.3	0.0	100.0
718,093	113,523	21,369	21,261	27,131	652	49,538	17,721	75,527	4	2,559,425
28.1	4.4	0.8	0.8	1.1	0.0	1.9	0.7	3.0	0.0	100.0
40,995	42,232	30,749	29,178	15,064	2,120	23,801	11,959	30,578	50	677,125
6.1	6.2	4.5	4.3	2.2	0.3	3.5	1.8	4.5	0.0	100.0

(法人税割・均等割／千円)

宗 教	医 療	学 校	社 会 福 祉	その他	合 計
40	160	1	1	436	6,358
0.6	2.5	0.0	0.0	6.9	100.0
877	34,299	16	186	74,065	2,559,425
0.0	1.3	0.0	0.0	2.9	100.0
2,000	10,251	50	50	38,763	677,125
0.3	1.5	0.0	0.0	5.7	100.0



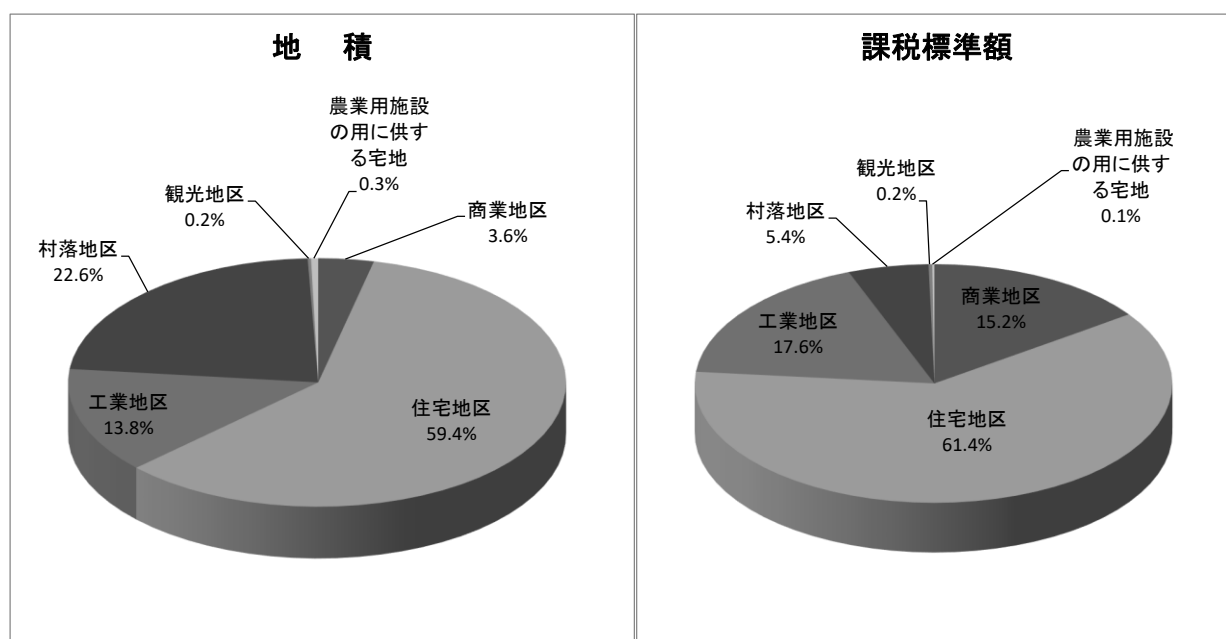
## 16. 令和元年度 土地に関する調

区 分 地 目		納税義務者数 法定免税 点以上 のもの	地 積			
			非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A)-(B)
		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
田	一般田	9,511	906,536	70,054,896	1,949,485	68,105,411
	勸告遊休田	5		6,899	0	6,899
	介在田・ 市街化区域田	549	8,709	795,205	1,525	793,680
畑	一般畑	8,351	388,942	16,460,986	1,751,889	14,709,097
	勸告遊休畑				0	
	介在畑・ 市街化区域畑	1,646	7,351	1,586,073	8,485	1,577,588
宅地	小規模住宅用地	62,624		17,702,008	1,001,083	16,700,925
	一般住宅用地	41,603		10,591,347	189,384	10,401,963
	商業地等 (非住宅用地)	12,920		13,823,987	32,645	13,791,342
	計	117,147	2,351,880	42,117,342	1,223,112	40,894,230
塩 田						
鉱 泉 地		31	120	188	8	180
池 沼		250	230,084	141,113	42,761	98,352
山林	一般山林	10,949	38,165,351	290,329,781	26,707,037	263,622,744
	介在山林	1,560	341,791	3,479,895	126,859	3,353,036
牧 場		15	133,393	186,485	1,779	184,706
原 野		5,448	588,519	9,408,803	1,613,551	7,795,252
雑種地	ゴルフ場の用地	33	1,513	1,995,905	442	1,995,463
	遊園地の用地				0	
	鉄軌道用地	7	6,954	1,892,078	19	1,892,059
	その他の雑種地	11,419	3,862,709	11,770,207	729,061	11,041,146
	計	11,459	3,871,176	15,658,190	729,522	14,928,668
そ の 他			137,179,973			
合 計 (上記を名寄せしたもの)		72,244	184,173,825	450,225,856	34,156,013	416,069,843

決定価格				筆数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C)-(D)=(E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F)-(G)	平均価格 $\frac{(C)}{(A)}$	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>
7,287,774	179,395	7,108,379	7,078,257	2,599	52,371	2,483	49,888	104	167
1,365	0	1,365	1,365		5	0	5	198	219
4,429,545	6,088	4,423,457	1,547,145	47	1,073	16	1,057	5,570	25,005
565,811	52,103	513,708	513,410	908	27,981	4,431	23,550	34	144
	0					0			
14,113,423	26,373	14,087,050	4,620,107	32	3,588	68	3,520	8,898	64,831
312,845,138	8,030,504	304,814,634	50,764,289		110,962	11,269	99,693	17,673	134,724
103,964,101	482,045	103,482,056	34,470,008		65,055	2,653	62,402	9,816	89,488
208,655,218	100,479	208,554,739	144,755,551		26,377	371	26,006	15,094	168,297
625,464,457	8,613,028	616,851,429	229,989,848	2,816	202,394	14,293	188,101	14,851	168,297
15,259	37	15,222	15,221	6	37	2	35	81,165	785,040
54,081	1,029	53,052	37,823	338	414	88	326	383	17,464
3,606,395	324,097	3,282,298	3,281,867	4,986	96,429	15,311	81,118	12	128
891,551	31,276	860,275	860,070	449	4,189	556	3,633	256	895
3,896	19	3,877	3,877	7	107	2	105	21	109
340,435	21,684	318,751	260,391	1,044	17,583	3,380	14,203	36	18,144
2,036,523	278	2,036,245	1,397,018	3	514	3	511	1,020	1,402
	0					0	0		
6,935,770	3	6,935,767	4,752,139	34	3,868	1	3,867	3,666	145,321
41,309,833	424,176	40,885,657	28,466,502	6,935	30,616	5,085	25,531	3,510	102,547
50,282,126	424,457	49,857,669	34,615,659	6,972	34,998	5,089	29,909	3,211	120,150
				153,832					
707,056,118	9,679,586	697,376,532	282,825,040	174,036	441,164	45,719	395,445	1,570	

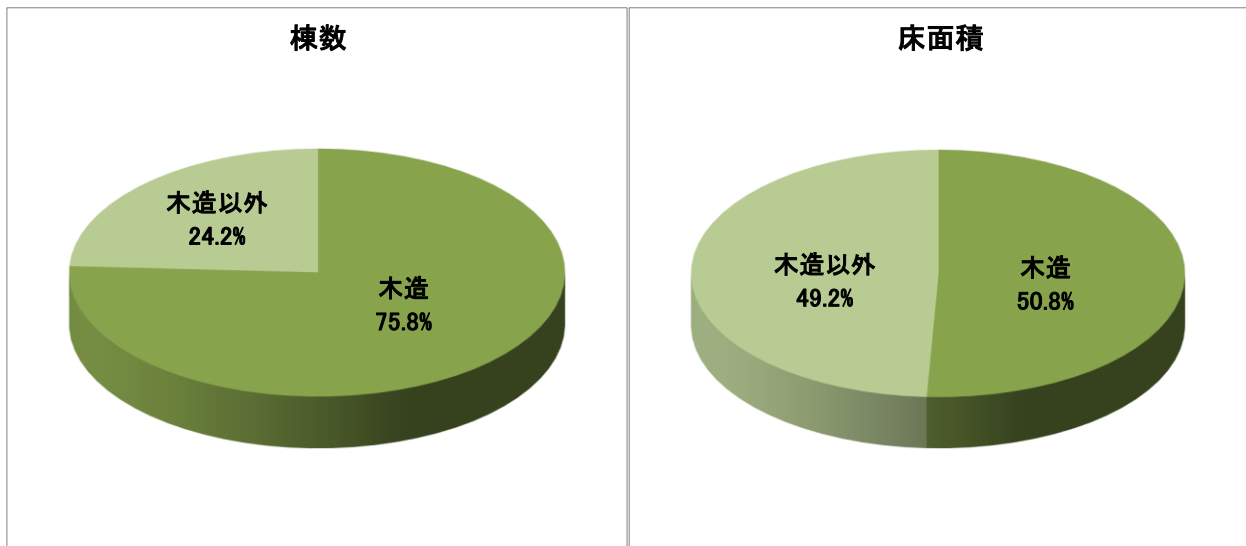
## 17. 令和元年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納税義務者 人	地積 (A) ㎡	決定価格 (B) 千円	最高価格地の所在地番	課税標準額 千円	筆数 筆	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A) 円/㎡	最高価格 円/㎡
商業地区	繁華街	22	6,377	212,434	竹崎町三丁目	141,046	47	33,313	38,145
	高度商業地区Ⅰ								
	高度商業地区Ⅱ	44	70,349	6,529,402	竹崎町四丁目	4,049,340	70	92,814	168,297
	普通商業地区	1,572	1,387,633	51,653,855	竹崎町四丁目	30,686,091	3,366	37,224	124,720
	計	1,638	1,464,359	58,395,691	竹崎町四丁目	34,876,477	3,483	39,878	168,297
住宅地区	併用住宅地区	5,439	3,231,462	80,906,230	秋根南町一丁目	38,622,125	10,258	25,037	74,869
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	51,948	21,047,388	380,659,466	伊倉新町一丁目	102,582,829	84,920	18,086	60,224
	計	57,387	24,278,850	461,565,696	秋根南町一丁目	141,204,954	95,178	19,011	74,869
工業地区	大工場地区	63	3,042,581	28,070,261	幡生宮の下町	19,605,230	408	9,226	20,795
	中工場地区	1,123	2,593,271	32,456,514	細江新町	20,909,452	2,509	12,516	43,190
	家内工業地区								
	計	1,186	5,635,852	60,526,775	細江新町	40,514,682	2,917	10,740	43,190
村落地区	集団地区	3,677	2,755,077	11,093,508	藤ヶ谷町	4,169,088	6,436	4,027	18,525
	村落地区	7,978	6,484,533	23,559,623	大字伊倉字龍王田	8,323,667	14,607	3,633	18,430
	計	11,655	9,239,610	34,653,131	藤ヶ谷町	12,492,755	21,043	3,750	18,525
	観光地区	101	87,114	1,211,888	豊浦町大字川棚	569,239	231	13,912	22,099
	農業用施設の用に供する宅地	84	188,445	498,248	豊浦町大字吉永	331,741	171	2,644	9,920
合計		72,051	40,894,230	616,851,429	竹崎町四丁目	229,989,848	123,023	15,084	168,297



## 18. 令和元年度 家屋に関する調

区 分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合 計			
	総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数 (人)	89,749	8,373	81,376	3,412	167	3,245	93,161	8,540	84,621	
棟数	木 造 (棟)	118,642	10,602	108,040	3,689	149	3,540	122,331	10,751	111,580
	木造以外 (棟)	28,900	287	28,613	10,154	37	10,117	39,054	324	38,730
	計 (棟)	147,542	10,889	136,653	13,843	186	13,657	161,385	11,075	150,310
床面積	木 造 (㎡) (i)	9,117,955	512,067	8,605,888	390,415	7,063	383,352	9,508,370	519,130	8,989,240
	木造以外 (㎡) (ii)	3,867,767	6,962	3,860,805	5,353,504	1,316	5,352,188	9,221,271	8,278	9,212,993
	計 (㎡) (iii)	12,985,722	519,029	12,466,693	5,743,919	8,379	5,735,540	18,729,641	527,408	18,202,233
決定価格	木 造 (千円) (iv)	159,715,901	729,632	158,986,269	7,239,588	11,250	7,228,338	166,955,489	740,882	166,214,607
	木造以外 (千円) (v)	144,053,768	27,504	144,026,264	192,973,294	4,201	192,969,093	337,027,062	31,705	336,995,357
	計 (千円) (vi)	303,769,669	757,136	303,012,533	200,212,882	15,451	200,197,431	503,982,551	772,587	503,209,964
単位当たり価格	木 造 (円/㎡) (iv/i)	17,517	1,425	18,474	18,543	1,593	18,856	17,559	1,427	18,490
	木造以外 (円/㎡) (v/ii)	37,245	3,951	37,305	36,046	3,192	36,054	36,549	3,830	36,578
	計 (円/㎡) (vi/iii)	23,393	1,459	24,306	34,856	1,844	34,905	26,908	1,465	27,646



## 19. 令和元年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人332人	法人2,324人	計2,656人
区分	種類	決定価格	課税標準額	課税標準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構築物	千円 31,063,541	千円 30,860,780	千円 237,719
	機械及び装置	103,599,494	96,387,195	6,423,629
	船舶	1,757,957	921,852	819,193
	航空機	0	0	0
	車両及び運搬具	1,024,476	1,023,847	629
	工具・器具及び備品	26,848,306	26,796,354	39,004
	小計(B)	164,293,774	155,990,028	7,520,174
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	79,648,272	73,123,540	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小計(C)	79,648,272	73,123,540	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの(D)		0	0	
合計 (B)+(C)+(D)		243,942,046	229,113,568	
同上内訳	下関市分の額		229,113,568	
	山口県分の額			

## 20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の

区分	条・項及び特例率		法 第 3 4						
	特例率		第 3 項		第 5 項	第 6 項			
	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$					
決定価格(千円)	3,203,500	898,099	33,822	1,621,476					
課税標準額(千円)	1,067,833	598,732	8,456	810,737					
区分	条・項及び特例率		法 附 則 第 1						
	特例率		第 2 項		第 2 4 項	第 3 3 項	第 3 8 項		
	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	わがまち特例 $\frac{1}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{2}{3}$	わがまち特例 $\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$
決定価格(千円)	157,641	32,071	25,492	9,627	33,912	77,410	2,241,224	2,778	95
課税標準額(千円)	26,273	10,690	12,746	6,418	11,304	64,508	1,494,150	1,852	63

額の内訳	摘要
(A)以外のもの	
千円 30,623,061	
89,963,566	
102,659	
0	
1,023,218	
26,757,350	
148,469,854	

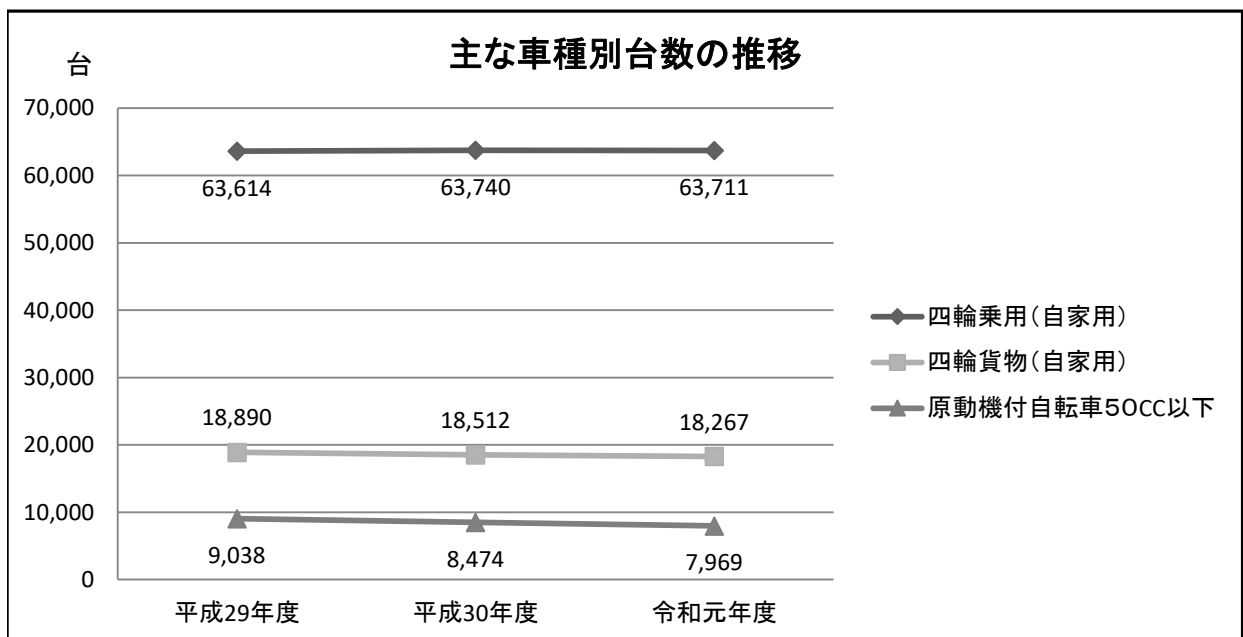
課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調

9 条 の 3							
第 10 項		第 24 項		旧第 27 項			
$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{5}$		$\frac{1}{6}$		$\frac{1}{3}$	
292,127		21,667		34		387	
146,063		13,000		6		129	
5 条							合計
第 47 項	旧第 3 項	旧第 7 項		旧第 8 項	旧第 27 項	旧第 43 項	
$\frac{0}{0}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
680,652	8,315	394	44	10,259	1,258	6,471,636	
0	2,772	263	37	7,695	629	3,235,818	15,823,920
							7,520,174

## 2 1. 軽自動車税に関する調

(当初課税台数及び調定額)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原 動 機 付 自 転 車 5 0 CC 以 下	9,038	18,076,000	8,474	16,948,000	7,969	15,938,000	
原 動 機 付 自 転 車 9 0 CC 以 下	695	1,390,000	653	1,306,000	623	1,246,000	
原 動 機 付 自 転 車 1 2 5 CC 以 下	1,763	4,231,200	1,828	4,387,200	1,863	4,471,200	
軽 自 動 車 二 輪	1,978	7,120,800	1,973	7,102,800	1,955	7,038,000	
軽 自 動 車 三 輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミ ニ カ ー	109	403,300	116	429,200	124	458,800	
四 輪 乗 用	営 業 用	1	5,500	2	11,000	2	11,000
	自 家 用	63,614	524,541,000	63,740	547,362,300	63,711	565,549,800
四 輪 貨 物	営 業 用	434	1,474,100	429	1,478,900	459	1,600,900
	自 家 用	18,890	88,358,800	18,512	87,993,600	18,267	88,044,500
特 殊 自 動 車 用 農 耕 作 業 用	4,017	9,640,800	3,891	9,338,400	3,801	9,122,400	
二 輪 の 小 型 自 動 車	2,556	15,336,000	2,482	14,892,000	2,536	15,216,000	
小 型 特 殊 自 動 車	288	1,699,200	287	1,693,300	311	1,834,900	
計	103,384	672,281,300	102,388	692,947,300	101,622	710,536,100	



## 22. 市たばこ税に関する調

項 目		年 度		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
本 数	従量割1,000本につき 旧3級品以外 H25. 4月から 5,262円 H30. 10月から5,692円	本 356,315,914	本 338,653,185	本 319,952,499
	旧3級品 H25. 4月から 2,495円 H28. 4月から 2,925円 H29. 4月から 3,355円 H30. 4月から 4,000円	本 21,016,720	本 17,181,480	本 13,353,480
	手持品課税 H28. 4月1日 430円 (旧3級品) H29. 4月1日 430円 (旧3級品) H30. 4月1日 645円 (旧3級品) H30. 10月1日 430円 (旧3級品以外)	本 689,277	本 633,285	本 20,568,940
調 定 額		円 1,935,516,457	円 1,838,919,837	円 1,794,694,223

## 23. 入湯税に関する調

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	4	人 58,292	4	人 51,910	5	人 57,657
旧菊川	1	19,482	1	14,615	1	13,383
旧豊田	5	163,069	3	160,012	3	144,558
旧豊浦	11	70,789	10	69,947	10	68,138
旧豊北	3	66,187	2	60,446	2	58,162
計	24	377,819	20	356,930	21	341,898
調 定 額	円 30,768,450		円 29,412,000		円 28,962,500	



## 24. 還付に関する調

税目別		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	7,337	48,488,340	7,813	57,150,061	6,260	48,358,842
	過	4,446	41,343,781	3,686	36,875,694	3,288	45,839,410
固定資産税	現	510	7,098,457	556	9,438,933	905	22,561,244
都市計画税	過	191	2,749,300	219	8,240,191	201	2,958,139
法人市民税	現	380	32,889,087	340	24,329,000	345	29,961,200
	過	423	60,981,876	438	76,353,507	534	76,118,200
軽自動車税	現	80	572,900	103	689,092	79	506,100
	過	31	173,762	75	354,320	42	262,236
特別土地保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	2	1,633	0	0	1	1,096
入湯税	現	0	0	1	1,050	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
還付加算金	過	380	3,228,700	360	11,226,800	317	3,228,700
督促手数料	現	410	41,000	657	66,526	640	64,000
	過	220	22,000	128	12,800	134	13,400
延滞金	現	39	141,841	45	217,173	24	144,200
	過	53	248,455	25	38,000	30	120,500
特例還付金	過	0	0	0	0	0	0
合計	現	8,758	89,233,258	9,515	91,891,835	8,254	101,596,682
	過	5,744	108,747,874	4,931	133,101,312	4,546	128,540,585
	計	14,502	197,981,132	14,446	224,993,147	12,800	230,137,267

## V 口座振替・コンビニ収納

### 1. 口座振替状況

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
平成 28 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	35,743	2,240,179,495	22,766	646,088,705	63.7	28.8
	固定資産税 都市計画税	114,032	15,195,313,007	64,092	5,126,123,616	56.2	33.7
	軽自動車税	104,383	648,375,400	16,623	66,141,200	15.9	10.2
	計	254,158	18,083,867,902	103,481	5,838,353,521	40.7	32.3
平成 29 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	34,920	2,137,465,474	23,394	634,308,311	68.8	29.7
	固定資産税 都市計画税	116,234	15,351,033,192	65,369	5,238,917,400	57.3	34.1
	軽自動車税	103,384	672,281,300	16,780	66,859,800	16.4	9.9
	計	254,538	18,160,779,966	105,543	5,940,085,511	42.3	32.7
平成 30 年 度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	34,268	2,227,795,536	23,648	664,719,396	69.0	29.8
	固定資産税 都市計画税	113,248	15,148,640,000	66,320	5,300,096,583	58.6	35.0
	軽自動車税	102,376	691,164,100	16,835	67,002,500	16.4	9.7
	計	249,892	18,067,599,636	106,803	6,031,818,479	42.7	33.4

## 2. 平成30年度 金融機関別振替状況

区分	銀行								郵便局	合計	
	銀行計	普通銀行	信用金庫	信用組合	農協	漁協	商工中金	労働金庫			
平成30年度	件数	175,071	104,007	32,131	19	35,224	3,159	8	523	26,839	201,910
		86.7%	51.5%	15.9%	0.0%	17.4%	1.6%	0.0%	0.3%	13.3%	100.0%
	税額	5,450,445	3,653,404	833,728	2,331	919,213	31,888	810	9,071	581,373	6,031,818
		90.4%	60.6%	13.8%	0.0%	15.2%	0.5%	0.0%	0.2%	9.6%	100.0%

## 3. 口座振替取扱手数料調

区分	平成28年度		平成29年度		対前年度比 (金額)	平成30年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
銀行	182,322	1,969,070	182,914	1,975,465	100.3%	175,071	1,890,759	95.7%
郵便局	27,251	272,510	27,633	276,330	101.4%	26,839	268,390	97.1%
合計	209,573	2,241,580	210,547	2,251,795	100.5%	201,910	2,159,149	95.9%

○計算方法

銀行・・・(件数×10円)×消費税 ※ただし、金融機関ごとに端数処理あり

郵便局・・・件数×10円

## 4. コンビニ収納状況(平成30年1月より開始)

税目	年度	平成29年度		平成30年度	
		件数(件)	収納額(円)	件数(件)	収納額(円)
市民税(個人)		1,193	30,412,627	31,344	656,954,921
市民税(法人)		3	7,700	75	1,407,104
固定資産税		512	5,770,488	31,580	702,665,353
軽自動車税		42	282,953	34,466	242,966,463
合計		1,750	36,473,768	97,465	1,603,993,841

※督促料及び延滞金を含む

## VI 徴 収

### 1. 平成30年度 督促状況調

税目 / 区分		期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
			件数	税額	件数	税額	件数	税額
市 民 税  ( 個 人 )	普 通 徴 収	1	件 29,898	千円 547,906	件 25,061	千円 478,244	件 4,837	千円 69,662
		2	26,091	536,094	21,486	462,391	4,605	73,703
		3	25,109	543,893	20,403	462,361	4,706	81,532
		4	26,287	599,903	21,449	509,519	4,838	90,384
		随	839	23,132	630	16,516	209	6,616
		小計	108,224	2,250,928	89,029	1,929,031	19,195	321,897
	特別徴収	10,020	9,190,021	4,920	9,103,586	5,100	86,435	
	計	118,244	11,440,949	93,949	11,032,617	24,295	408,332	
法人市民税			9,099	3,236,550	8,753	3,213,415	346	23,135
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土 地 ・ 家 屋) 固 定 資 産 税 (償 却)	1	80,569	3,927,271	70,370	3,735,036	10,199	192,235	
	2	80,574	3,732,762	72,072	3,557,967	8,502	174,795	
	3	80,574	3,744,156	73,518	3,596,786	7,056	147,370	
	4	80,575	3,744,451	73,701	3,608,517	6,874	135,934	
	随	56	7,659	35	6,512	21	1,147	
	小計	322,348	15,156,299	289,696	14,504,818	32,652	651,481	
軽自動車税			102,376	691,164	89,576	607,704	12,800	83,460
市たばこ税			371	1,794,699	367	1,794,683	4	16
特別土地保有税			0	0	0	0	0	0
入湯税			244	28,963	240	28,916	4	47
合 計			<b>552,682</b>	<b>32,348,624</b>	<b>482,581</b>	<b>31,182,153</b>	<b>70,101</b>	<b>1,166,471</b>

※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。

納期内納付率 (現年分)	<b>96.4%</b>
-----------------	--------------

## 2. 不納欠損処分状況表

		法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)	
		人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
		人	円	人	円	人	円
1 市 民 税		165	14,665,805	105	5,601,462	210	6,457,899
個 人	現年課税分			20	808,783		
	滞納繰越分	162	14,265,805	69	3,547,055	204	6,104,099
法 人	現年課税分			2	41,600		
	滞納繰越分	3	400,000	14	1,204,024	6	353,800
2 固 定 資 産 税		36	8,594,751	240	18,883,770	376	6,535,371
土地・家屋	現年課税分			19	1,890,273		
	滞納繰越分	36	8,594,751	216	16,055,369	374	6,393,485
償却資産	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	5	938,128	2	141,886
3 軽自動車税		61	1,866,680	42	475,288	267	1,848,930
	現年課税分			5	38,000		
	滞納繰越分	61	1,866,680	37	437,288	267	1,848,930
4 特別土地保有税		0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
5 入 湯 税		0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
6 都市計画税		(36)	1,157,454	(235)	2,416,702	(374)	861,010
	現年課税分			(19)	254,527		
	滞納繰越分	(36)	1,157,454	(216)	2,162,175	(374)	861,010
市 税 合 計		262	26,284,690	387	27,377,222	853	15,703,210
	現年課税分計			46	3,033,183		
	滞納繰越分計	262	26,284,690	341	24,344,039	853	15,703,210
7 不申告加算金		0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0

※ 都市計画税の( )の数値は固定資産税(土地・家屋分)と重複するため合計では控除した。

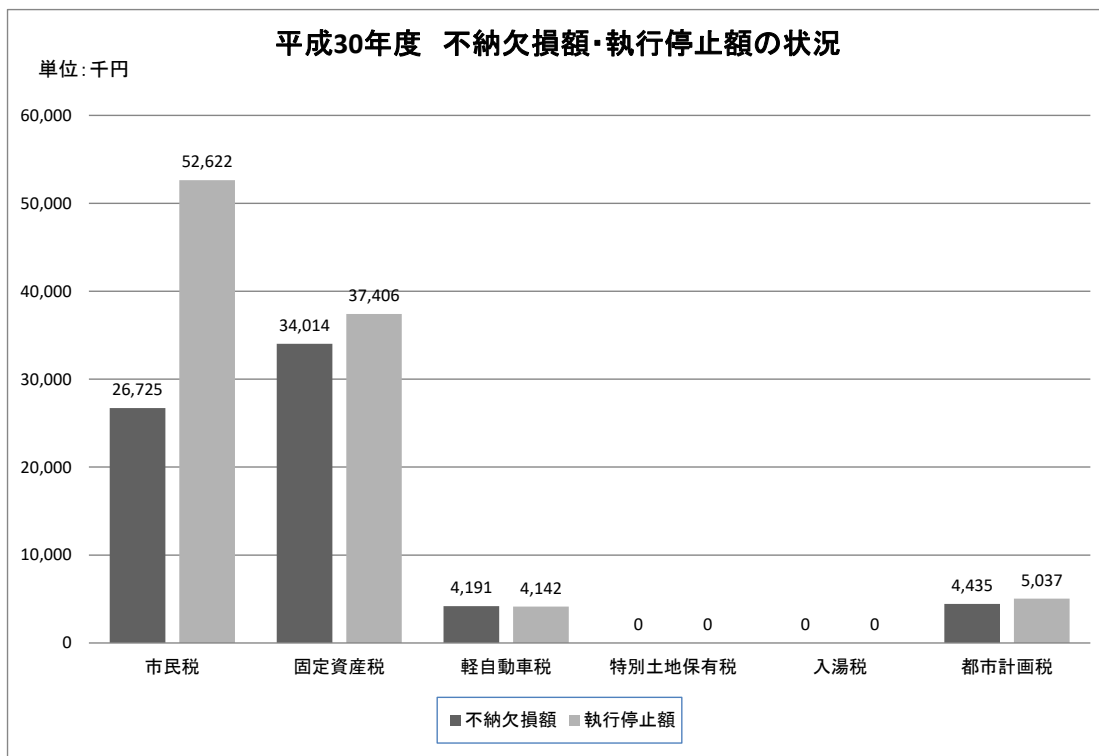
※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

平成30年度 合 計		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
480	26,725,166	732	27,681,838	647	45,508,774	1,205	48,154,696
20	808,783	27	862,923	47	2,850,989	2	77,477
435	23,916,959	658	23,160,689	569	40,305,369	1,104	42,876,190
2	41,600	1	50,000	1	373,200	3	58,300
23	1,957,824	46	3,608,226	30	1,979,216	96	5,142,729
652	34,013,892	866	29,085,862	750	37,621,936	1,241	57,988,591
19	1,890,273	24	4,854,162	28	6,326,673	21	8,212,010
626	31,043,605	833	23,720,767	714	29,531,463	1,208	49,057,981
0	0	0	0	2	179,800	0	0
7	1,080,014	9	510,933	6	1,584,000	12	718,600
370	4,190,898	552	2,887,486	508	3,134,765	1,098	4,530,668
5	38,000	1	3,600	5	30,800	3	9,000
365	4,152,898	551	2,883,886	503	3,103,965	1,095	4,521,668
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
(645)	4,435,166	(857)	3,843,665	(742)	4,833,580	(1,229)	7,735,194
(19)	254,527	(24)	649,445	(28)	844,758	(21)	1,097,690
(626)	4,180,639	(833)	3,194,220	(714)	3,988,822	(1,208)	6,637,504
1,502	69,365,122	2,150	63,498,851	1,905	91,099,055	3,544	118,409,149
46	3,033,183	53	6,420,130	83	10,606,220	29	9,454,477
1,456	66,331,939	2,097	57,078,721	1,822	80,492,835	3,515	108,954,672
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 平成30年度 滞納処分執行停止額内訳調

適用 条項 項目	区分 現年・滞繰	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税		1,592	43,563,983	242	9,054,464	1	3,308	1,835	52,621,755
個 人		1,535	39,817,284	242	9,054,464	1	3,308	1,778	48,875,056
現年課税分		196	21,338,757	60	5,836,100	0	0	256	27,174,857
滞納繰越分		1,339	18,478,527	182	3,218,364	1	3,308	1,522	21,700,199
法 人		57	3,746,699					57	3,746,699
現年課税分		11	1,036,280					11	1,036,280
滞納繰越分		46	2,710,419					46	2,710,419
固定資産税		2,263	31,546,970	326	5,318,545	120	540,162	2,709	37,405,677
現年課税分		165	6,354,700	72	878,244	26	243,159	263	7,476,103
滞納繰越分		2,098	25,192,270	254	4,440,301	94	297,003	2,446	29,929,574
軽自動車税		526	3,221,805	139	916,120	4	4,099	669	4,142,024
現年課税分		84	672,795	42	355,400	0	0	126	1,028,195
滞納繰越分		442	2,549,010	97	560,720	4	4,099	543	3,113,829
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分		0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税		0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分		0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		(2,263)	4,248,308	(326)	716,231	(120)	72,738	(2,709)	5,037,277
現年課税分		(165)	855,666	(72)	118,256	(26)	32,741	(263)	1,006,663
滞納繰越分		(2,098)	3,392,642	(254)	597,975	(94)	39,997	(2,446)	4,030,614
合 計		4,381	82,581,066	707	16,005,360	125	620,307	5,213	99,206,733
現年課税分		456	30,258,198	174	7,188,000	26	275,900	656	37,722,098
滞納繰越分		3,925	52,322,868	533	8,817,360	99	344,407	4,557	61,484,635

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円(延滞金のみ)も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。  
 ※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。



#### 4. 差押・交付要求執行状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
		件	件	件
債権	給与等	3,273	3,190	3,216
	預貯金	269	240	131
	保険	2,427	2,452	2,676
	所得税還付金	358	292	284
	売掛金など	82	69	82
不動産	137	137	43	
自動車	83	63	21	
動産	2	0	1	
	26	5	3	
計	3,384	3,258	3,241	
交付要求	37	51	41	

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

#### 5. 搜索執行状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
搜索回数		11回	2回	5回
差押物件数		4件	5件	2件
	自動車	0件	0件	0件
	動産	4件	5件	2件

#### 6. 公売等（随意契約含む）執行状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
不動産	公売等回数	1回	1回	1回
	対象物件数	1件	1件	1件
	売却決定件数	1件	1件	1件
	売却決定価額	1,811,111円	7,288,905円	5,618,000円
自動車	公売等回数	0回	0回	0回
	対象物件数	0件	0件	0件
	売却決定件数	0件	0件	0件
	売却決定価額	0円	0円	0円
動産	公売等回数	8回	0回	1回
	対象物件数	6件	0件	1件
	売却決定件数	6件	0件	1件
	売却決定価額	467,011円	0円	177,000円
対象物件数	計	7件	1件	2件
売却決定件数	計	7件	1件	2件
売却決定価額	計	2,278,122円	7,288,905円	5,795,000円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。



## 7. 平成30年度 差押処理状況調

税目 差押 区分		市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )		市 県 民 税 ( 特 別 徴 収 )		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	230	11,297,927	25	776,381	13	1,345,000	1,391	57,043,202
	収入額	41	2,883,911	1	24,300	0	0	225	6,501,508
	残	191	8,414,016	24	752,081	13	1,345,000	1,184	50,541,694
電 話	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0	0	0	0
	残	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	調定額	7,325	196,874,026	425	17,830,505	60	3,270,106	5,361	91,666,230
	収入額	4,917	124,093,544	320	12,974,660	32	1,436,294	3,374	54,832,315
	残	2,930	72,780,482	111	4,855,845	31	1,833,812	2,150	36,833,915
そ の 他	調定額	31	731,836	30	1,248,191	8	364,380	129	1,253,260
	収入額	5	59,218	5	336,964	4	139,900	66	590,600
	残	27	672,618	25	911,227	5	224,480	65	662,660
合 計	調定額	7,586	208,903,789	480	19,855,077	81	4,979,486	6,881	149,962,692
	収入額	4,963	127,036,673	326	13,335,924	36	1,576,194	3,665	61,924,423
	残	3,148	81,867,116	160	6,519,153	49	3,403,292	3,399	88,038,269

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

償却資産税		軽自動車税		特別土地 保有税		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円	件	円
4	61,900	129	618,671	0	0	1,792	71,143,081
1	20,000	10	40,900	0	0	278	9,470,619
3	41,900	120	577,771	0	0	1,535	61,672,462
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
46	2,206,938	2,385	14,978,416	5	8,332,749	15,607	335,158,970
19	1,759,128	1,579	9,480,320	1	450,295	10,242	205,026,556
28	447,810	931	5,498,096	5	7,882,454	6,186	130,132,414
7	111,600	21	83,811	0	0	226	3,793,078
4	63,103	6	13,600	0	0	90	1,203,385
4	48,497	15	70,211	0	0	141	2,589,693
57	2,380,438	2,535	15,680,898	5	8,332,749	17,625	410,095,129
24	1,842,231	1,595	9,534,820	1	450,295	10,610	215,700,560
35	538,207	1,066	6,146,078	5	7,882,454	7,862	194,394,569

## 8. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 時期 平成21年12月1日から開始
- (6) 人員 スーパーバイザー1名、電話オペレーター3名
- (7) 業務実施日時  
 平日 日中： 9時00分から17時00分  
 平日 夜間： 17時15分から20時00分  
 （月8日以内）  
 休日 日中： 9時00分から17時00分  
 （月2日以内）

※平日夜間、休日日中は職員が1名常駐する。

### (8) 実績

区分	年度			備考
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総架受電件数	26,853 件	22,514 件	18,626 件	
うち約束件数	5,372	4,494	3,570	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	493	422	646	

## Ⅶ 証 明 そ の 他

### 1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税証明	有料	4,910	6,228	4,615
	免除	12,380	12,105	12,141
評価 公課証明 資産	有料	8,737	7,061	6,083
	免除	154	142	59
その他証明	有料	52,864	49,252	42,638
	免除	767	859	786
複写	有料	5,874	6,579	9,001
所在証明	有料	254	210	204
閲覧	有料	141	127	111
計	有料	72,780	69,457	62,652
	免除	13,301	13,106	12,986
手数料		20,971,980	19,826,280	17,362,120

## 2. 税務職員の待遇状況

### 下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜すい）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員  
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）  
月額3,000円

# 資 料

。 税 率 の 変 遷

年度		平成 27 年 度	平成 28 年 度
税目			
	個人均等割	3,500円	同左
	個人所得割	一律 6%	同左
市	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの</li> <li>・人格のない社団等</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</li> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">50,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">120,000円</p>	
民	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">130,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">150,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">160,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">400,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">410,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,750,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	
	法人税割	昭和56.8以降 14.7% (平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から12.1%に改正)	12.1%

平成 29 年 度	平成 30 年 度	令 和 元 年 度
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同 左	同 左	同 左
同左	同左	平成 26. 10以降 12. 1% (令和元年10月1日以後に開始する 事業年度分から8. 4%に改正)



年度 税目	平成27年度	平成28年度
固定資産税	1.4%	同 左
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車               <ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 1,000円</li> <li>90cc " 1,200円</li> <li>125cc " 1,600円</li> <li>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 2,500円</li> </ul> </li> <li>・軽自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>2輪のもの（側車つきのものを含む） 2,400円</li> <li>3輪のもの 3,900円</li> <li>4輪以上のもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用のもの営業用 6,900円</li> <li>自家用 10,800円</li> <li>貨物のもの営業用 3,800円</li> <li>自家用 5,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・小型特殊自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>農耕作業用 1,600円</li> <li>その他（リフト等） 4,700円</li> </ul> </li> <li>・2輪の小型自動車 4,000円</li> </ul> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。            ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車               <ul style="list-style-type: none"> <li>50cc以下 2,000円</li> <li>90cc " 2,000円</li> <li>125cc " 2,400円</li> <li>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円</li> </ul> </li> <li>・軽自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</li> <li>3輪のもの 3,900円</li> <li>4輪以上のもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用のもの営業用 6,900円</li> <li>自家用 10,800円</li> <li>貨物のもの営業用 3,800円</li> <li>自家用 5,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・小型特殊自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>農耕作業用 2,400円</li> <li>その他（リフト等） 5,900円</li> </ul> </li> <li>・2輪の小型自動車 6,000円</li> </ul> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。            ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。            ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3輪のもの 4,600円</li> <li>4輪以上のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用営業用 8,200円</li> <li>" 自家用 12,900円</li> <li>貨物営業用 4,500円</li> <li>" 自家用 6,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3輪のもの 1,000円</li> <li>4輪以上のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用営業用 1,800円</li> <li>" 自家用 2,700円</li> <li>貨物営業用 1,000円</li> <li>" 自家用 1,300円</li> </ul> </li> </ul> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3輪のもの 2,000円</li> <li>4輪以上のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用営業用 3,500円</li> <li>" 自家用 5,400円</li> <li>貨物営業用 1,900円</li> <li>" 自家用 2,500円</li> </ul> </li> </ul> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3輪のもの 3,000円</li> <li>4輪以上のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用営業用 5,200円</li> <li>" 自家用 8,100円</li> <li>貨物営業用 2,900円</li> <li>" 自家用 3,800円</li> </ul> </li> </ul>

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
同 左	同 左	同 左
<p>・原動機付自転車</p> <p>50 c c 以下 2,000円</p> <p>90 c c " 2,000円</p> <p>125 c c " 2,400円</p> <p>3 輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミニカー）20 c c 超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2 輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3 輪のもの 3,900円</p> <p>4 輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2 輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3 輪のもの 4,600円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 1,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 2,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 3,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50 c c 以下 2,000円</p> <p>90 c c " 2,000円</p> <p>125 c c " 2,400円</p> <p>3 輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミニカー）20 c c 超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2 輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3 輪のもの 3,900円</p> <p>4 輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2 輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3 輪のもの 4,600円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 1,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 2,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 3,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50 c c 以下 2,000円</p> <p>90 c c " 2,000円</p> <p>125 c c " 2,400円</p> <p>3 輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミニカー）20 c c 超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2 輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3 輪のもの 3,900円</p> <p>4 輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2 輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3 輪のもの 4,600円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 1,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成20年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 2,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成20年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3 輪のもの 3,000円</p> <p>4 輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>

年度 税目	平成27年度	平成28年度
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,262円  (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき2,495円) *平成25年4月1日より実施	従量割1,000本につき 5,262円  (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき2,925円) *平成28年4月1日より実施
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円  課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左
都市計画税	0.2%	同 左

平成29年度	平成30年度	令和元年度
従量割1,000本につき 5,262円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき3,355円) *旧3級品は平成29年4月1日から実施	従量割1,000本につき 5,262円 *平成30年10月1日以降 従量割1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき4,000円) *旧3級品は平成30年4月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき5,692円) *旧3級品は令和元年10月1日から実施
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

○ 市税一覧表

税目	区分 納税義務者	課税標準及び税率	
市民税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 所得割 6%  均等割 3,500円	(法人) 法人税割 12.1%  均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円 ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円 ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日</p> <p>(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法 定申告期限と異なる。)</p>	<p>(個人) 1月1日</p>	<p>(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)</p> <p>(法人) 申告納付</p>	<p>(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日</p> <p>特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日</p> <p>特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日</p> <p>(法人) 法人税法 定申告期限と 同じ</p>

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
固定資産税	土地 家屋 償却資産 } の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置を講じて得た額</p> <p>住宅用地 今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額(本来の課税標準額①)と比べて (ア) 前年度課税標準額が①の100%以上の場合 本来の課税標準額① (イ) 前年度課税標準額が①の100%未満の場合 前年度課税標準額+①×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、①の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地 今年度の価格②と比べて (ア) 前年度課税標準額が②の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が②の60%未満の場合 前年度課税標準額+②×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、②の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格×0.7</p> <p>(一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格(市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額)のいずれか低い額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/6 \text{、一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3 \text{)}}$ <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格=今年度の課税標準額③ または 前年度課税標準額+③×5% のいずれか低い額</p> <p>2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税率 1.4%</p>	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
住宅用地に関する申告 1月31日                          新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日	          1月1日	                          普通徴収	                          第1期 4月1日～同月30日  第2期 7月1日～同月31日  第3期 12月1日～同月26日  第4期 翌年2月1日～同月末日



区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率															
軽自動車税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> の所有者	原動機付自転車 総排気量（又は定格出力） 0.05リットル（0.6キロワット）以下のもの <div style="text-align: right;">2,000円</div>															
		0.05リットル（0.6キロワット）を超え、0.09リットル （0.8キロワット）以下のもの <div style="text-align: right;">2,000円</div>															
		0.09リットル（0.8キロワット）を超えるもの <div style="text-align: right;">2,400円</div>															
		3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ-）0.02リットル（0.25キロワット）を超えるもの <div style="text-align: right;">3,700円</div>															
		軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む） <div style="text-align: right;">3,600円</div>															
		3輪のもの <div style="text-align: right;">3,900円</div>															
		4輪以上のもの <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">乗用営業用</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td style="text-align: right;">3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table>		乗用営業用	6,900円		〃 自家用	10,800円		貨物営業用	3,800円		〃 自家用	5,000円			
	乗用営業用	6,900円															
	〃 自家用	10,800円															
	貨物営業用	3,800円															
	〃 自家用	5,000円															
		小型特殊自動車 農耕作業用 <div style="text-align: right;">2,400円</div>															
		その他のもの <div style="text-align: right;">5,900円</div>															
		2輪の小型自動車 <div style="text-align: right;">6,000円</div>															
		※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">3輪のもの</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> </table>	3輪のもの		4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用	8,200円		〃 自家用	12,900円		貨物営業用	4,500円		〃 自家用	6,000円
3輪のもの		4,600円															
4輪以上のもの	乗用営業用	8,200円															
	〃 自家用	12,900円															
	貨物営業用	4,500円															
	〃 自家用	6,000円															
		※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">3輪のもの</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td style="text-align: right;">1,300円</td> </tr> </table>	3輪のもの		1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	1,800円		〃 自家用	2,700円		貨物営業用	1,000円		〃 自家用	1,300円
3輪のもの		1,000円															
4輪以上のもの	乗用営業用	1,800円															
	〃 自家用	2,700円															
	貨物営業用	1,000円															
	〃 自家用	1,300円															

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>取得申告 納税義務が発生した日から15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内</p> <p>変更申告 変更事由の生じた日から15日以内</p>	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率																														
軽自動車税		<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの		2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円		〃 自家用	5,400円		貨物営業用	1,900円		〃 自家用	2,500円	3輪のもの		3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円		〃 自家用	8,100円		貨物営業用	2,900円		〃 自家用	3,800円
3輪のもの		2,000円																														
4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円																														
	〃 自家用	5,400円																														
	貨物営業用	1,900円																														
	〃 自家用	2,500円																														
3輪のもの		3,000円																														
4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																														
	〃 自家用	8,100円																														
	貨物営業用	2,900円																														
	〃 自家用	3,800円																														
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>・従量割</p> <p>旧3級品以外</p> <p>平成25年4月1日以降 1,000本につき5,262円</p> <p>平成30年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p> <p>旧3級品</p> <p>平成25年4月1日以降 1,000本につき2,495円</p> <p>平成28年4月1日以降 1,000本につき2,926円</p> <p>平成29年4月1日以降 1,000本につき3,355円</p> <p>平成30年4月1日以降 1,000本につき4,000円</p> <p>令和元年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p>																														
特別土地 保有税	平成14年度以前の納税義務者で、 税額の徴収を猶予している者 ※平成15年度以降、新規課税停止																															
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	<p>宿泊する者 1人1泊 150円</p> <p>宿泊しない者 1人1日 50円</p>																														

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月末日		申告納付	翌月末日
翌月15日		特別徴収	翌月15日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
都市計画税	市街化区域内に所在する 土地・家屋の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額</p> <p>住宅用地 今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額(本来の課税標準額<math>\text{\textcircled{A}}</math>)と比べて (ア) 前年度課税標準額が<math>\text{\textcircled{A}}</math>の100%以上の場合 本来の課税標準額<math>\text{\textcircled{A}}</math> (イ) 前年度課税標準額が<math>\text{\textcircled{A}}</math>の100%未満の場合 前年度課税標準額<math>+\text{\textcircled{A}}\times 5\%</math> (ただし、上記(イ)により計算した額が、<math>\text{\textcircled{A}}</math>の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地 今年度の価格<math>\text{\textcircled{B}}</math>と比べて (ア) 前年度課税標準額が<math>\text{\textcircled{B}}</math>の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が<math>\text{\textcircled{B}}</math>の60%未満の場合 前年度課税標準額<math>+\text{\textcircled{B}}\times 5\%</math> (ただし、上記(イ)により計算した額が、<math>\text{\textcircled{B}}</math>の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格<math>\times 0.7</math></p> <p>(市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額</p> <table border="1" data-bbox="762 1326 1417 1525"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 水 準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/3、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は}\times 2/3)}$ <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格<math>=</math>今年度の課税標準額<math>\text{\textcircled{C}}</math> または 前年度課税標準額<math>+\text{\textcircled{C}}\times 5\%</math> のいずれか低い額</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>税 率 0.2%</p>	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 <sup>①</sup> ）
平成26年1月1日以後	特例基準割合 <sup>②</sup> に年7.3%割合を加算した割合 （特例基準割合 <sup>②</sup> に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 <sup>①</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日以後	特例基準割合 <sup>②</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。

特例基準割合について

適用期間	特例基準割合
特例基準割合 <sup>①</sup> 平成12年1月1日～平成25年12月31日	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
特例基準割合 <sup>②</sup> 平成26年1月1日以後	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	納期限の翌日から1月を経過した日以後	
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%

# 市 税 概 要

令和元年10月発行

編集者 下関市財政部納税課